

名古屋市告示第259号

告示の訂正について

昭和41年名古屋市告示第71号の一部を次のように訂正します。

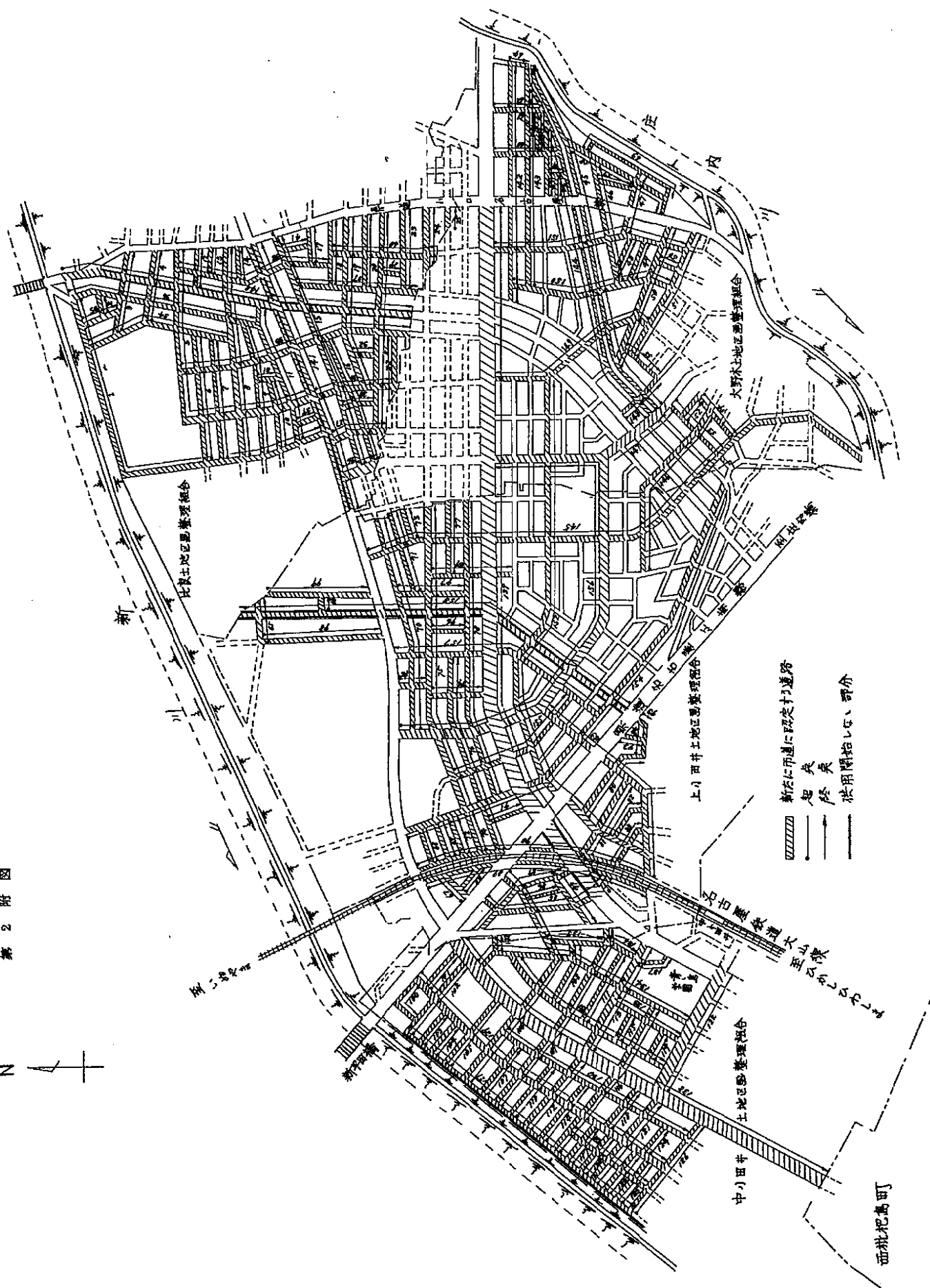
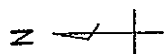
令和元年9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

昭和41年名古屋市告示第71号第2附図を別図のように訂正する。

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 2



名古屋市告示第 260号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和元年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市守山区喜多山一丁目 302番の一部及び 302番地先（詳細は、別紙のとおり）

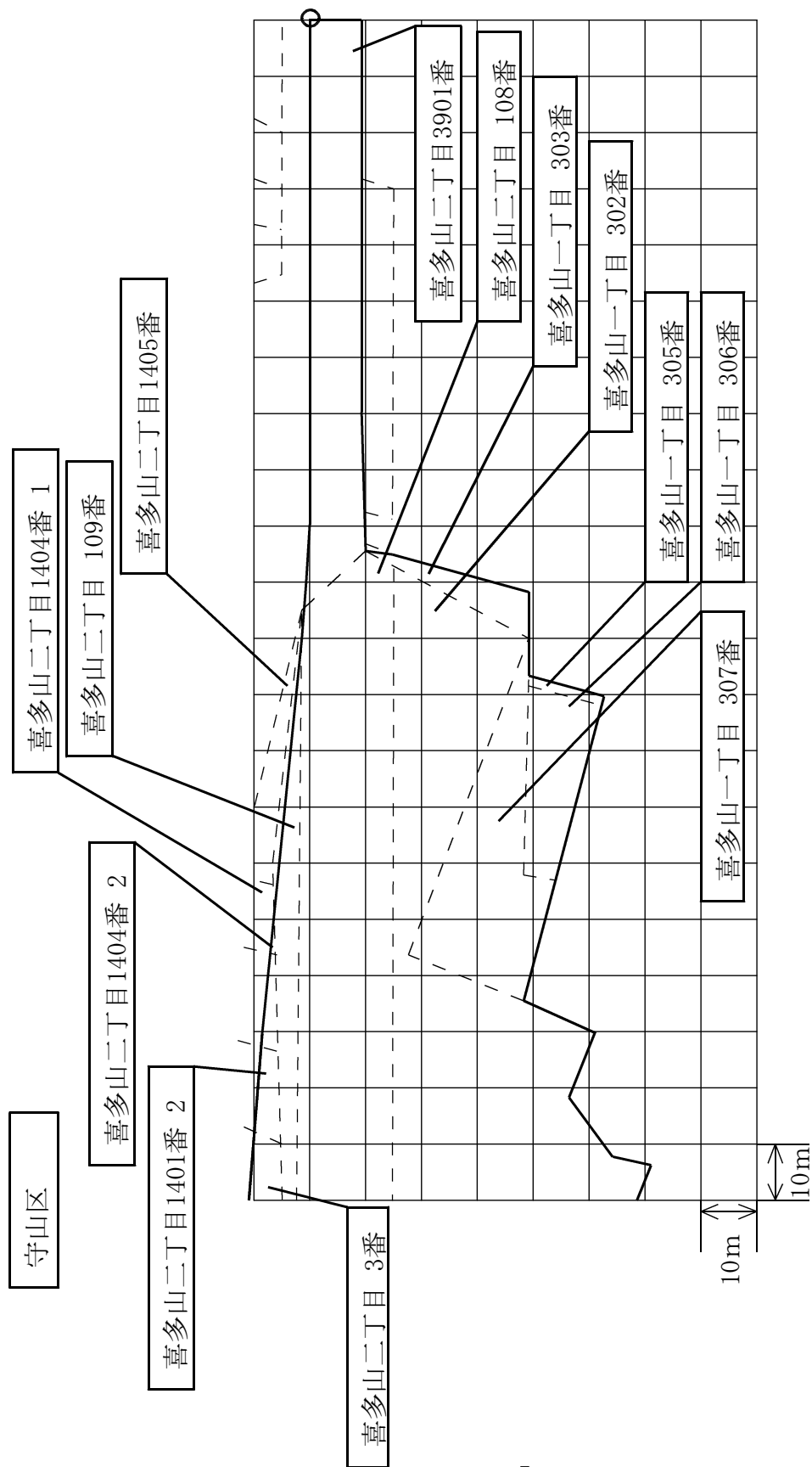
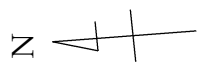
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

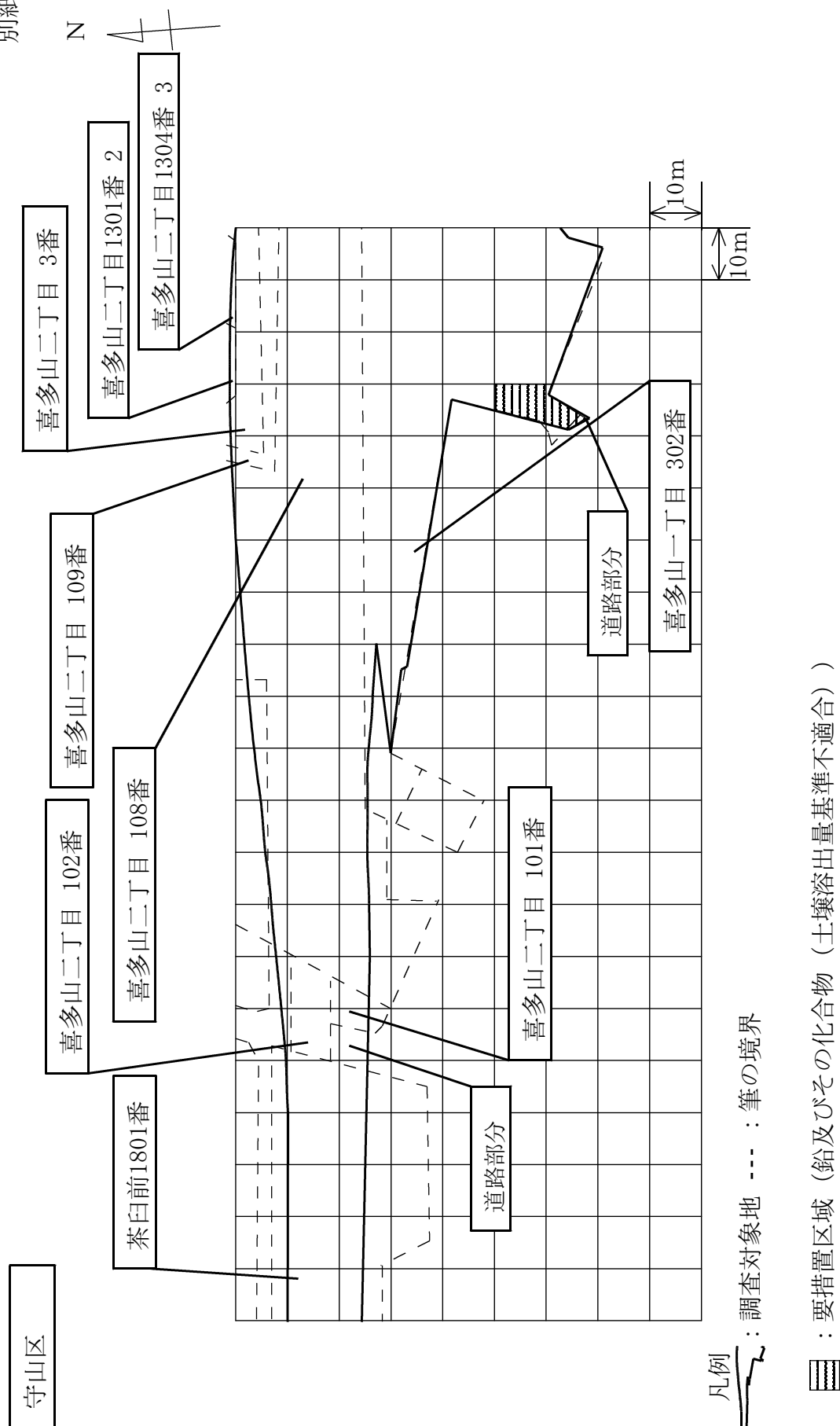
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

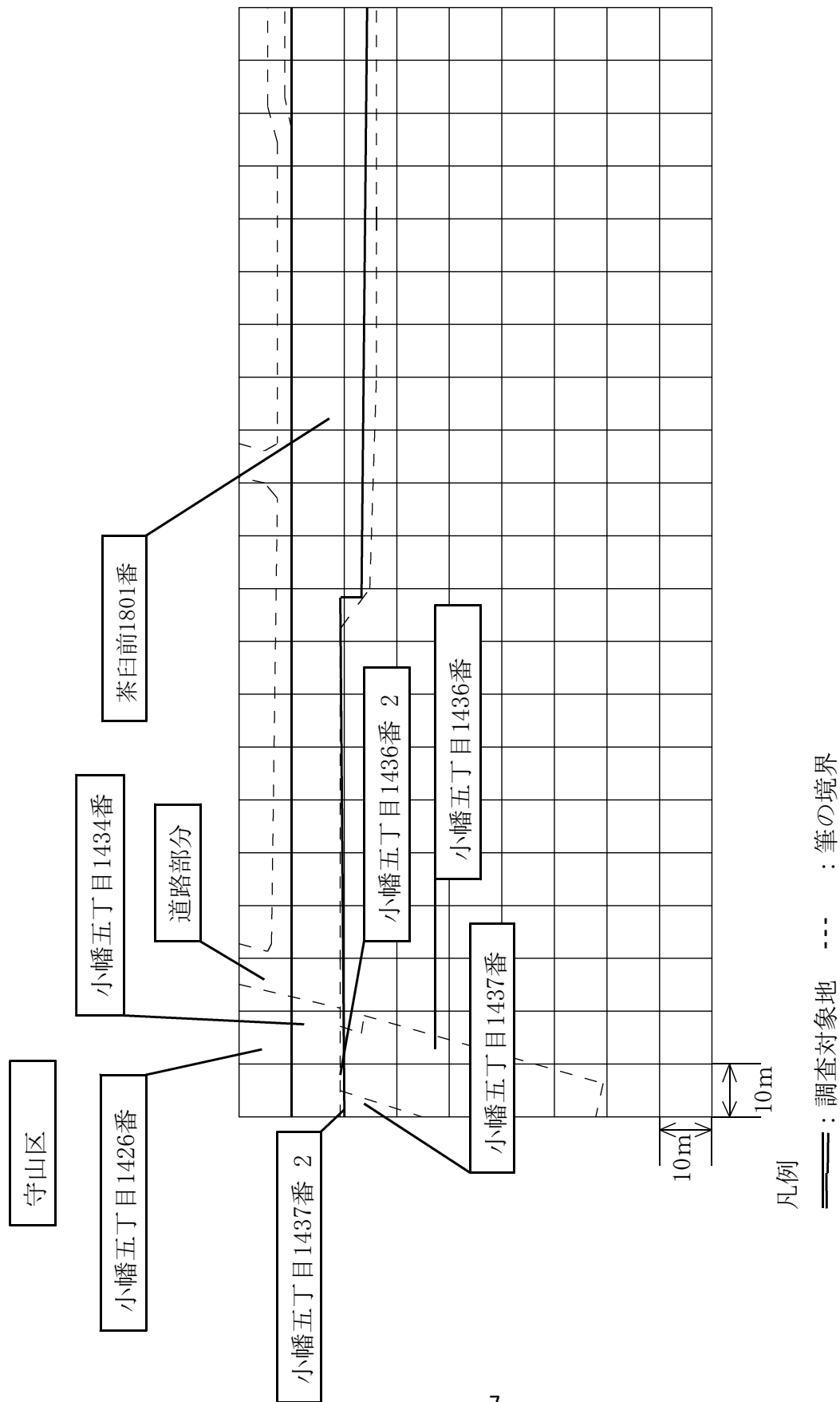
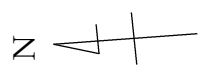


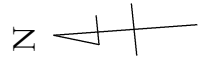
凡例

—— : 調査対象地

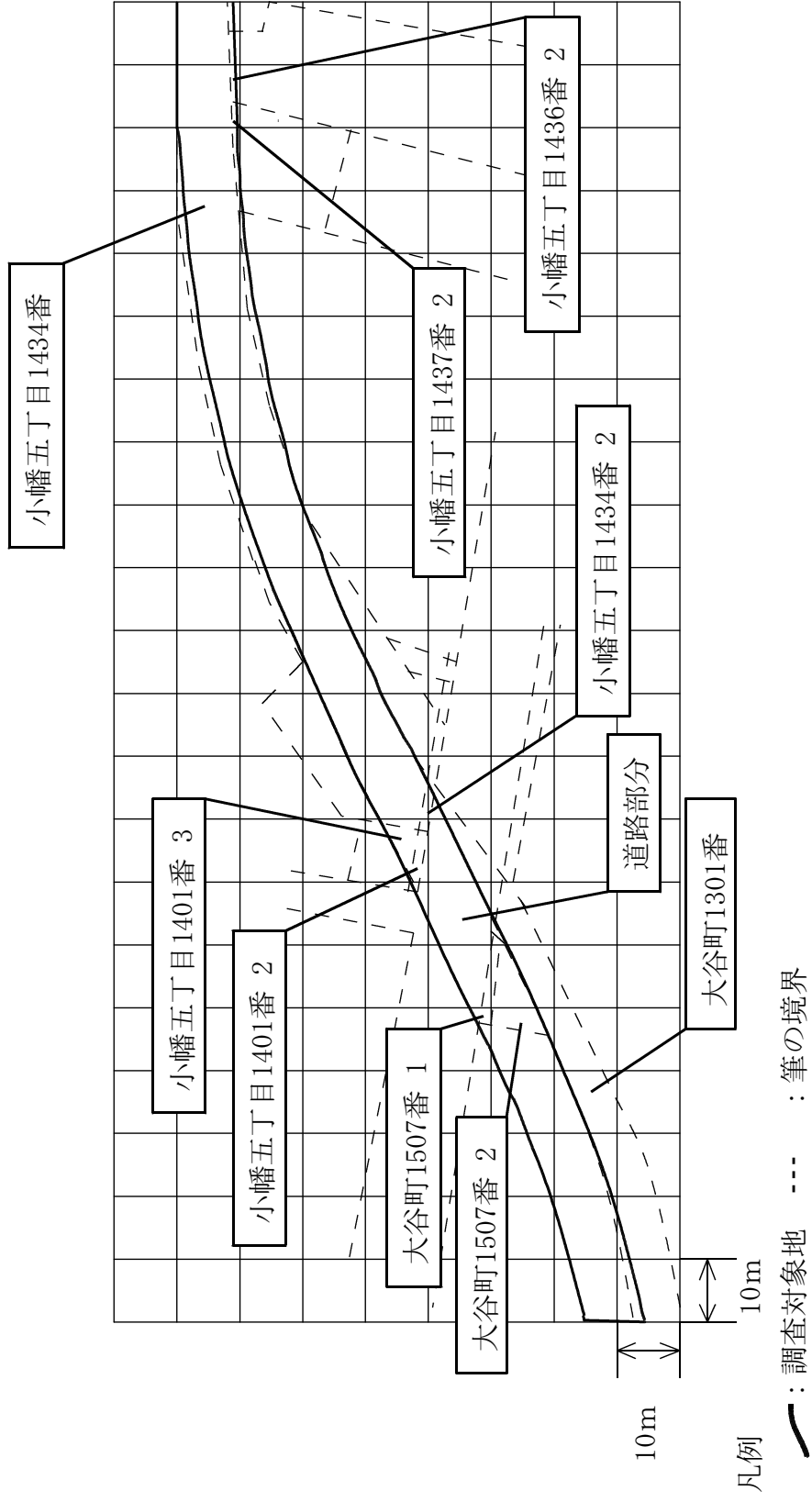
--- : 筆の境界







守山区



名古屋市告示第 261号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市守山区喜多山一丁目 302番の一部、 303番の一部、 306番の一部及び 307番の一部、喜多山二丁目 3番の一部、 101番の一部、 101番地先、 108番の一部、 109番の一部、1301番 2の一部、1304番 3の一部、1401番 2の一部及び3901番の一部、茶臼前1801番の一部、小幡五丁目1401番 2の一部、1401番 3の一部、1434番の一部、1434番 2の一部、1436番 2の一部及び1437番 2の一部並びに大谷町1301番の一部、1301番地先、1507番 1の一部及び1507番 2の一部（詳細は、別紙のとおり）

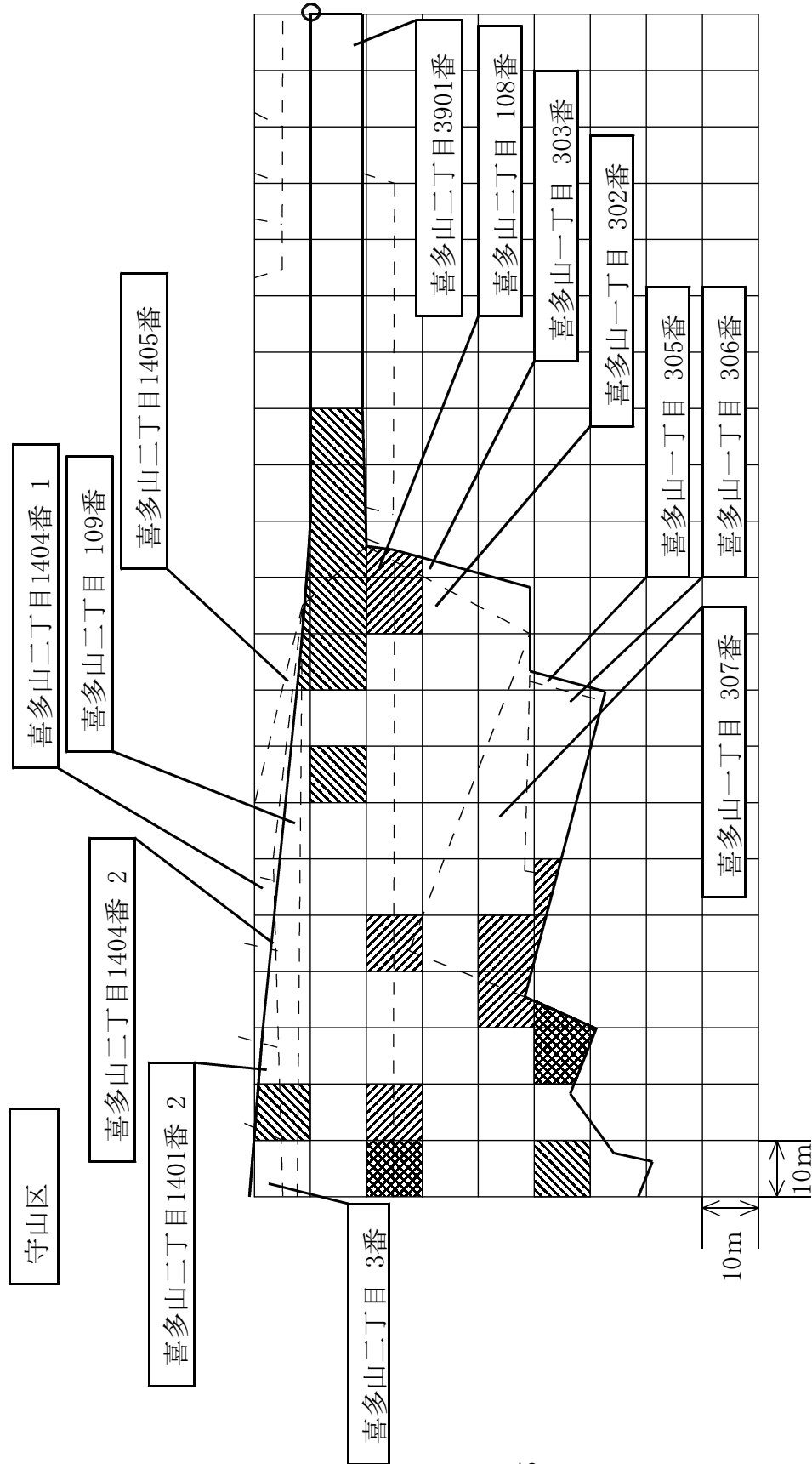
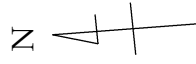
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

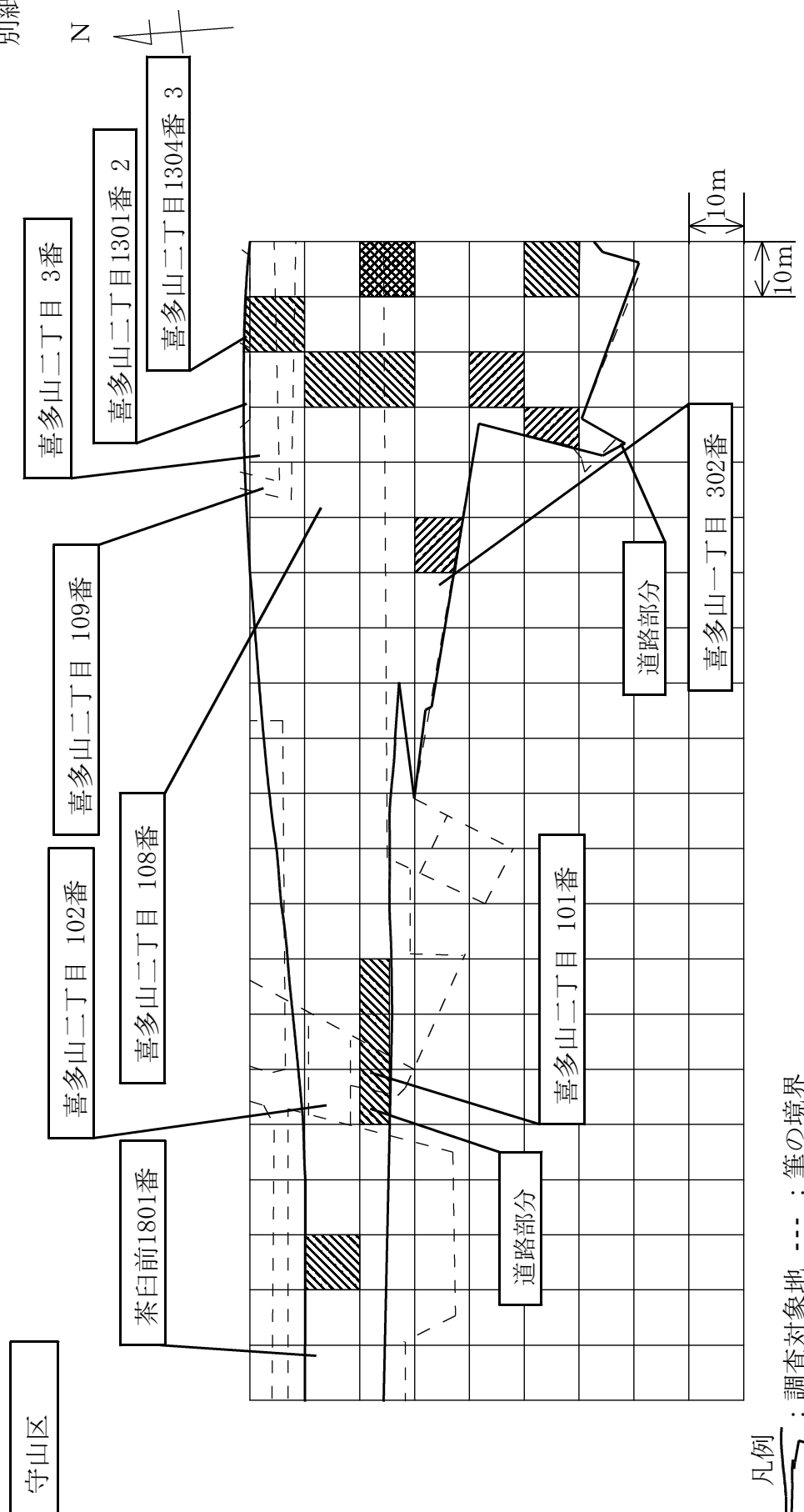
鉛及びその化合物

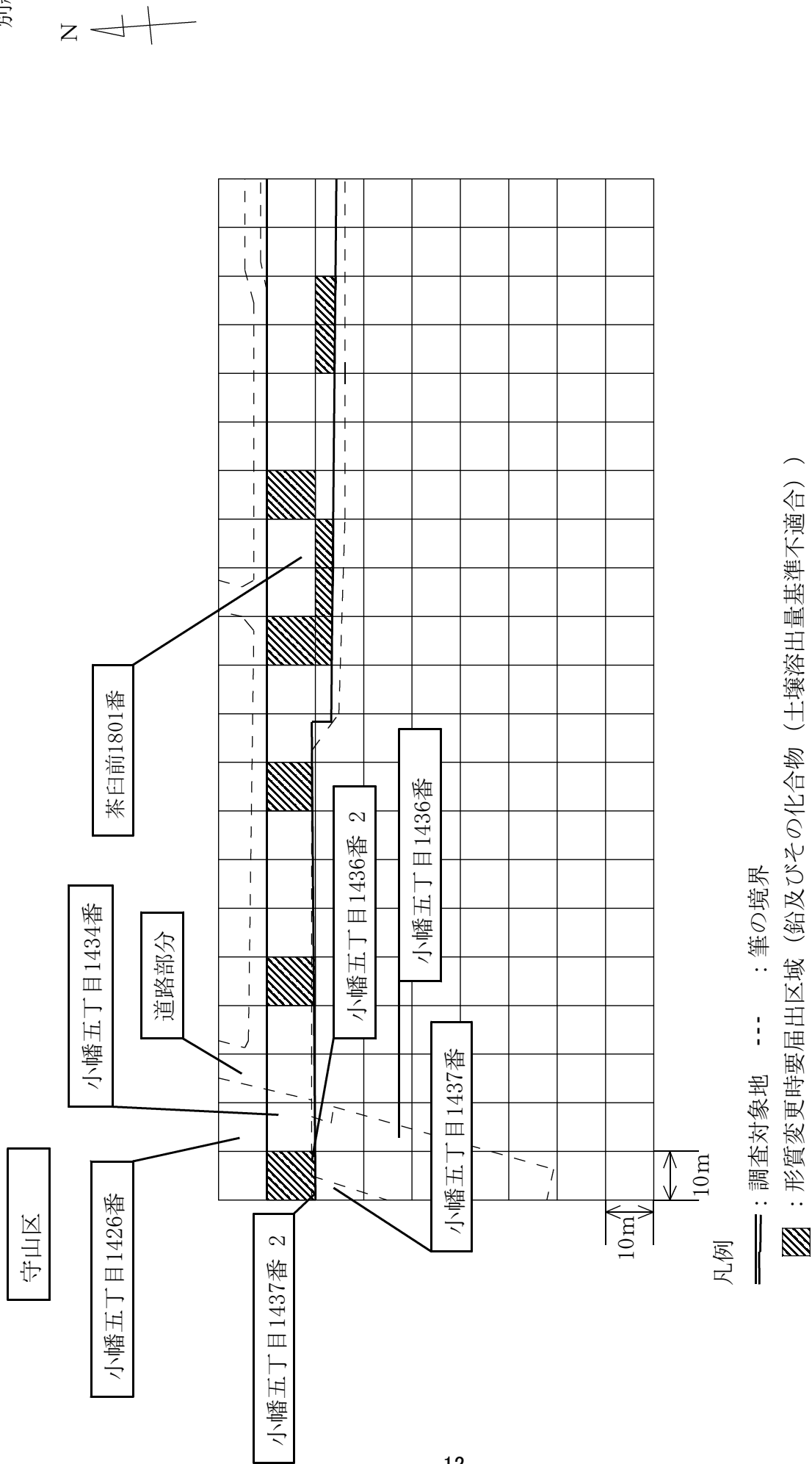
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

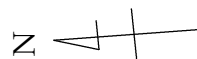


凡例

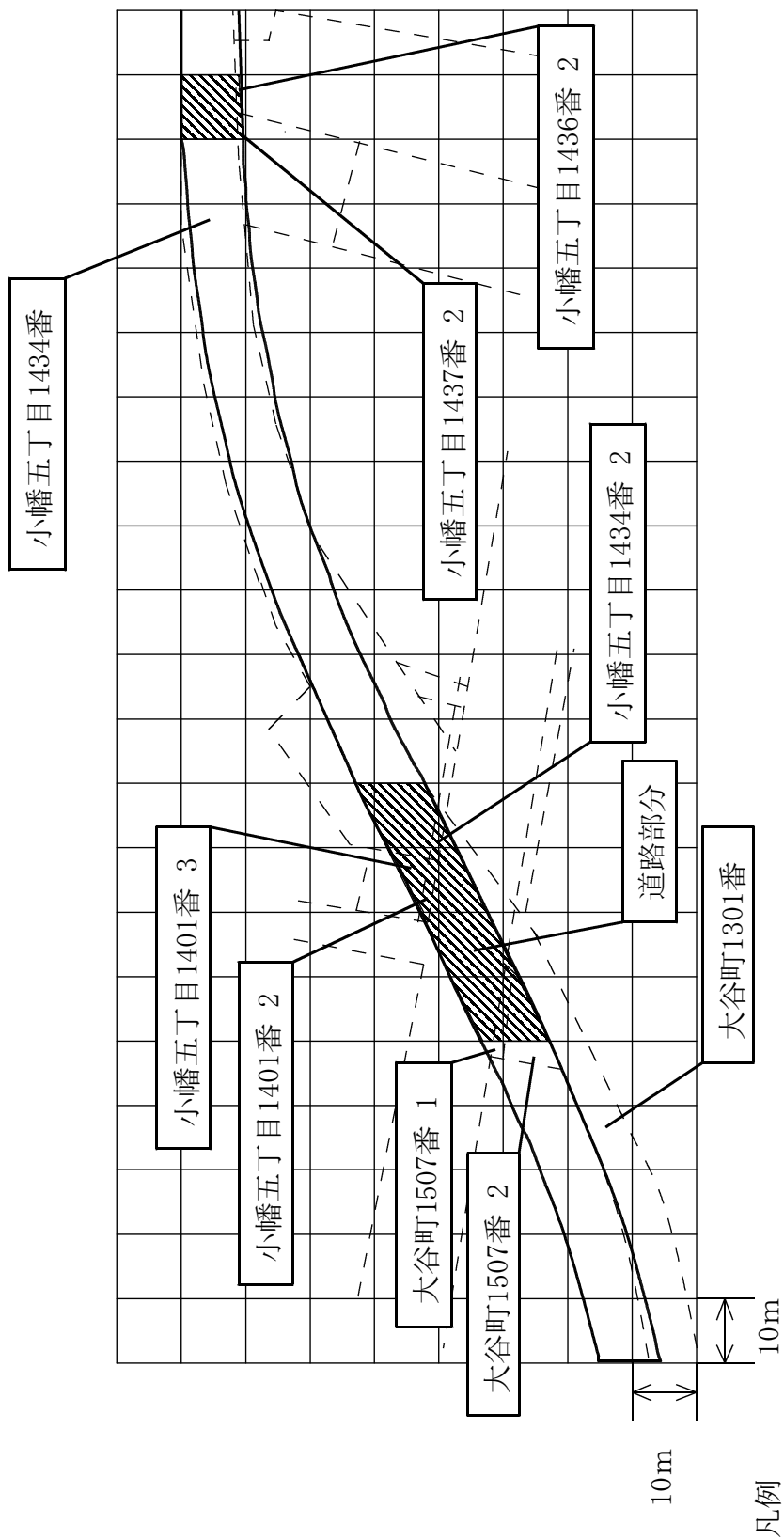
- ：調査対象地
- ：筆の境界
- ：形質変更所要届出区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合及び土壤溶出量基準不適合））
- ：形質変更所要届出区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））
- ：形質変更所要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））







守山区



名古屋市教育委員会告示第12号

名古屋市指定文化財の指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第2条第1項の規定により、下記の文化財を名古屋市指定有形文化財に指定する。

令和元年9月9日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠二

名古屋市指定有形文化財

種別	名称	員数	所在場所	所有者
彫刻	木造薬師如来坐像	1 躯	名古屋市西区 名塚町2丁目 60番地	宗教法人 新福寺
彫刻	木造馬頭観音および熱田大明神・天照皇太神立像（附千体仏）	3 躯および 附 535 点	名古屋市守山区 竜泉寺1丁目 902 番地	宗教法人 龍泉寺

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和元年9月13日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和元年10月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	戸田明正三丁目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
守山区	小 幡 北		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	喜 多 山 南		〃	〃
名東区	高針台二丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

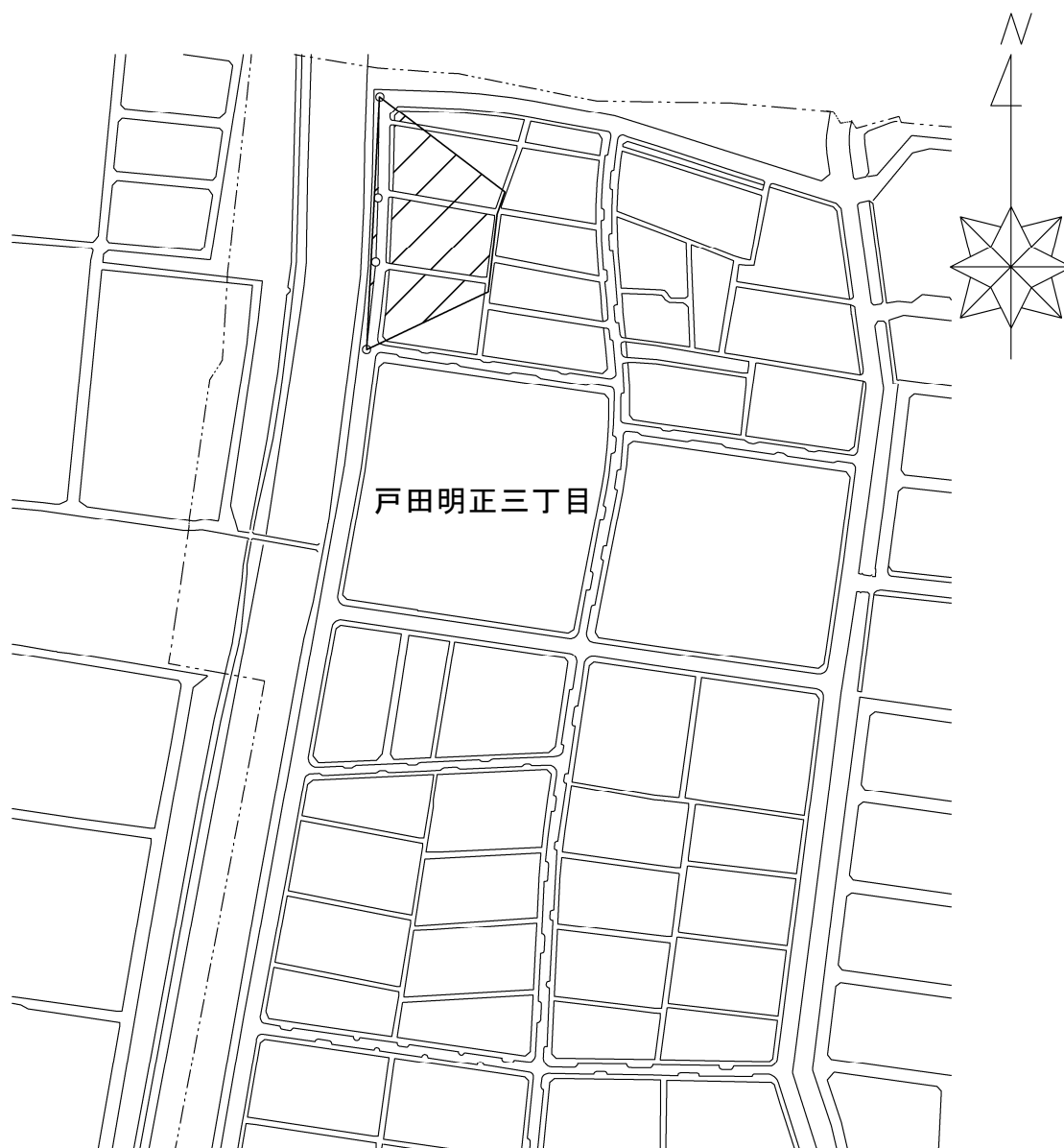
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
-----	-----

分 流 式	守山区 名東区
-------	---------

排水施設の位置図

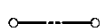
中川区（合流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



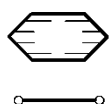
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第5号

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部を次のように改正する。

令和元年9月13日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条第3号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第20条第1項第1号ア中「エ及びオ」を「オ及びカ」に改め、同号イ中「ウまで」を「エまで」に改める。

(名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第3条第4号イ中「禁鋼」を「禁鋼」に改め、同号キ中「カまで」を「キまで」に改め、同号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第4条第2項第1号中「及びイに」を「からクまでのいずれにも」に改める。

第7条第1項中「変更届」の次に「及び局長が必要と認める書類」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第12条第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第12条第2項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条に次の1項を加える。

6 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、局長にその旨を届け出るものとする。

第14条第2項第2号中「第1号及び第2号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第22条第1項第2号中「第7条第3項」を「第7条第2項」に改める。

第23条第1号ア中「及びキ」を「及びク」に改め、同号イ中「アからエまで及びカ」を「（オ及びクを除く。）」に改める。

第2号様式中「及びイに」を「からクまでのいずれにも」に改め、備考を削る。

第11号様式中「第1号及び第2号に」を「各号のいずれにも」に改め、備考を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

令和元年監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき消防局、防災危機管理局、健康福祉局、財政局及び緑政土木局、同条第 5 項の規定に基づき環境局について監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和元年 9 月 13 日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 消 防 局

財 政 局（消防局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成31年 4月11日から

令和元年 7月31日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、消防局及び財政局の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
消防局	総務部	総務課、職員課、施設課
	予防部	予防課、規制課
	消防部	消防課、指令課
	救急部	救急課
	消防学校、消防研究室	
	消防署（千種、中村、熱田、名東、天白）	
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

（注）財政局については、消防局関連事務に限る。

監査は、これらの課公所で処理している事務のうち、主として平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政

運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 防災危機管理局

区 役 所

財 政 局

(区役所及び財政局については、防災危機管理局
関連事務に限る。)

監 査 期 間 平成31年 4月16日から

令和元年 9月 2日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、防災危機管理局、区役所及び財政局の事務について、次表の課室を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 名	
防災危機管理局	総務課、危機管理企画室、危機対策室、地域防災室	
区役所 (東区、中川区、 港区、名東区)	区政部	総務課
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

(注) 区役所及び財政局については、防災危機管理局関連事務に限る。

監査は、これらの課室で処理している事務のうち、主として平成30年 4月 1日
から平成31年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運

営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、区役所や指定避難所で災害救助用物資や災害時に使用される機器が適正に管理されているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

1 意 見

市民の防災意識の向上について

第3 意見

市民の防災意識の向上について

平成27年 4月に防災施策推進の司令塔の役割を担う組織として防災危機管理局が設置され、平成28年度には、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ「名古屋市震災対策実施計画」を改定するとともに、想定し得る最大規模の洪水、内水氾濫、高潮を踏まえ「名古屋市風水害対策実施計画」を策定した。これらの計画に基づき、災害救助用物資の概ね 3日間分の確保、防災拠点における非常用発電機の稼働時間延長を始めとする様々な防災・減災対策を進め、計画登載事業のうち、9割以上の事業について順調に進捗している。

こうしたなか、今回の定期監査では、防災危機管理局が配備した災害救助用物資の区役所及び指定避難所における管理の状況を現地確認した。非常用発電機等の資機材については、防災訓練や地域行事の際に使用可能であるか定期的な確認がされており、食糧品については、その種別や使用期限ごとに整理された状態となっており、いずれも適正に管理がされていた。前回の定期監査では、使用期限を経過した食糧品を処分している事例を指摘したが、使用期限の近い食糧品は防災訓練で配布し、有効活用が図られていた。

市民を対象としたネット・モニターアンケート結果によると、「災害に対して準備ができているか」という質問に対して、平成30年度は「どちらかという準備はできていない」43.2%、「準備はできていない」13.5%で、合わせて56.7%となっており、平成27年度は56.3%となっている。また、その理由について尋ねたところ、「何をしたらいいのかわからないから」が平成30年度は45.2%となっており、平成27年度は48.1%で、いずれの質問もあまり変化は見られなかった。以上のアンケート結果から、市民の災害に対する準備はまだ十分とは言えない状況にある。

災害に対してどのような準備をすべきかということは、広報なごやへの情報掲載や港防災センターにおける展示やイベントにてPRしている。そのほか、各区総合防災訓練や講演会、市政出前トーク等にて周知しており、これらの市民と接する場での防災教育は効果的と考えられる。また、本年10月には内閣府等が主

催し、国民の防災意識の向上等を図るため、「防災推進国民大会2019（ぼうさいこくたい2019）」がささしまライブ地区にて開催予定であり、その開催に併せて、本市も産学官連携による、子どもから大人まで楽しみながら防災を学ぶイベントの開催を予定している。防災危機管理局においては、各種媒体による防災情報の発信や防災訓練等における啓発はもとより、「ぼうさいこくたい2019」においても、防災知識の周知を図り、多くの市民に災害に対する備えを促すことにより、市民の防災意識を向上させ「誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋」を目指されたい。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 健康福祉局健康部

区 役 所

財 政 局

(区役所及び財政局については、健康福祉局
健康部関連事務に限る。)

監 査 期 間 平成31年 4月 8日から

令和元年 9月 3日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、健康福祉局、区役所及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
健康福祉局	健康部	保健医療課、感染症対策室、健康増進課、環境薬務課、食品衛生課、中央看護専門学校、八事霊園・斎場管理事務所、生活衛生センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所
区役所 (中村区、南区)	保健福祉センター	保健管理課、環境薬務室、保健予防課
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

(注) 区役所及び財政局については、健康福祉局健康部関連事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、各種健診や保健指導などの事業や現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 契約事務

市立斎場における残骨灰の処理委託についてなど 3項目

(2) 財産管理事務

営業用乗用自動車乗車券の管理についてなど 3項目

(3) 行政運営事務

結核患者への支援について

2 意見

八事斎場の再整備を始め増大する火葬需要への対応について

第3 指 摘 事 項

1 契約事務

(1) 市立斎場における残骨灰の処理委託について

斎場における拾骨後の残骨灰の取扱いについては法令に定めがなく、各自治体の判断に委ねられている。平成30年に厚生労働省が実施した調査（94自治体から回答）によると、本市を含む約 2割の自治体（20自治体）が残骨灰をそのまま売却又は残骨灰から抽出した金などの有価物を売却している。

本市では、残骨灰は委託業者に処理委託し、残骨、有価物及びその他の含有物に選別の上、残骨及び有価物は市に返還させ、その他の含有物は委託業者が処理をしている。返還された残骨は八事霊園内の霊灰庫に納めており、有価物については売却して市の収入とし、市立斎場のサービス向上などの財源としている。

この委託契約について過去 5年間の状況を調査したところ、委託業者の違いにより、引き渡した残骨灰の量に対して返還される有価物の量に大きな差異が生じており、その結果、有価物の売却価格は売却時の貴金属相場に左右されるものの、委託業者の違いにより約 8倍もの大きな差異が生じていた（表参照）。

具体的には平成28年度前期の有価物売却金額が残骨灰 1トン当たり23万円余であるのに対し、平成27年度第 1期の有価物売却金額が 187万円余となっており、3か月の契約期間中の有価物売却金額が 3,600万円余と他の契約期間が 6か月でおおむね 1,000万円程度であるのと比較すると、売却金額が明らかに高額となっていた。

事業所管課である環境業務課では、有価物の返還状況について差異が生じるのは、委託業者により処理方法や設備が異なることによるものと確認しているものの、今日まで委託業者の選定条件について有価物の抽出能力を考慮した契約となっていなかった。このような契約では適切な歳入額の確保を行っているとは言えず、誠に遺憾と言わざるを得ない。

残骨灰処理については、火葬された故人の尊厳を尊重し、遺族感情に十分留意することが最も重要であるが、市として残骨灰から有価物を抽出して売却する方法を選択した以上、委託業者の違いにより生じている有価物の返還状況の

差異に留意の上、適切な歳入額の確保により市立斎場における一層のサービス向上などを図ることができるよう契約方法の見直しをされたい。

(環境業務課)

表 残骨灰から抽出した有価物の売却収入の推移

区 分		委託 先	業者へ引 き渡した 残 骨 灰 (kg)	市へ返還 された残骨 (kg)	残骨灰 1 t 当たり		有 価 物 売却金額 (円)
					返還され た有価物 (g)	有 価 物 売却金額 (円)	
26 年度	前期	A 社	34,828	2,498	183	279,437	9,732,247
	後期	B 社	36,033	2,583	175	285,720	10,295,357
27 年度	第 1 期 (3 か月)	C 社	19,491	2,029	1,135	1,875,499	36,555,349
	第 2 期 (9 か月)	D 社	53,217	3,988	172	230,646	12,274,284
28 年度	前期	A 社	36,650	1,835	164	230,381	8,443,464
	後期	E 社	41,814	2,033	150	234,594	9,809,297
29 年度	前期	B 社	38,416	1,983	156	266,306	10,230,401
	後期	F 社	39,787	1,940	138	234,775	9,341,010
30 年度	前期	B 社	38,611	1,798	158	269,582	10,408,840
	後期	C 社	40,007	4,215	565	1,203,810	48,160,809

(注 1) 「区分」中の前期は 4月から 9月まで、後期は10月から翌年 3月までの期間である。ただし、平成27年度は第二斎場が平成27年 7月から供用を開始したため、第 1期は 4月から 6月まで、第 2期は 7月から翌年 3月までの期間である。

(注 2) 有価物とは、金、銀、プラチナ、パラジウムである。

(注 3) 契約は、平成27年度を除き 6か月ごとの委託契約であり、 3か月ごとに残骨灰から抽出した有価物を委託業者から返還させ、売却している。

(2) 競争性のある契約の締結について

地方自治法等により、地方公共団体が締結する契約は原則として競争入札によることとされ、随意契約ができるのは、予定価格が少額である場合など、例外的な場合に限られている。本市においては名古屋市契約規則により、物品の購入の契約について予定価格が 160万円以下の場合には随意契約を行うことができることとされている。また、随意契約を行う場合には原則として 2者以上から見積書を徴取しなければならないが、予定価格が30万円以下の場合などにおいては、契約しようとする者からの見積書のみによることができるとされている。

契約事務について調査したところ、動物愛護センターにおいて以下のような事例が見受けられた。

- ア 一括契約を行うことにより競争性のある契約が可能になると思われるもの
- 猫用粉ミルクについて、同一の業者から年間を通じて購入しているものの、購入の都度随意契約により調達していた。

件名	年間購入額（平成 30 年度）	契約先
猫用飼料 （粉ミルク）	1,343,270 円 （年 6 回購入：131,051 円、163,810 円、 163,814 円、294,865 円×3 回）	A 社

- イ 分割して契約を行っていると思われるもの

犬、猫用の飼料について、同じ品目を 2日連続で購入しており、予定価格が30万円を超えないよう意図的に分割して契約したと思われる事例が見受けられた。

件名	契約年月日	契約金額	契約先
犬、猫用飼料	平成 30 年 11 月 13 日	279,337 円	B 社
	平成 30 年 11 月 14 日	277,806 円	

飼料の購入については、あらかじめ一定の需要を見込むことができることから、一括して契約することによりスケールメリットを働かせることが可能であると思われるため、個別にされていた契約をまとめられたい。

動物愛護センターにおける飼料の購入費には市民等から寄せられた「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」が充てられていることを特に鑑み、寄附金を有

効に活用するためにも、競争性のある適正な契約の締結を行われたい。

(動物愛護センター)

(3) 委託契約の再委託について

食肉衛生検査所では、局所排気装置の保守点検等を委託により行っており、契約では、契約の受託者は本市の承認を得ることなく、業務を第三者に委託してはならないとしている。

契約事務について調査したところ、契約の受託者から再委託の承認申請がなく、本市の承認のないまま業務の一部が再委託されている事例が見受けられた。

食肉衛生検査所は、仕様書で提出を求めている作業報告書について、受託者以外の者が作成した報告書が提出されていたことから、当該業務の再委託が行われていると推認しうる状況にあるにもかかわらず、相手方に確認を行っていないかった。

受託者が再委託を行う場合には、契約に基づき、本市に再委託の承認申請を行うよう受託者を指導するとともに、再委託の承認にあたっては、再委託の必要性について十分な審査を行い、適正な契約の履行を確保されたい。

(食肉衛生検査所)

2 財産管理事務

(1) 営業用乗用自動車乗車券の管理について

健康福祉局の本庁各課室における営業用乗用自動車乗車券（以下「タクシーチケット」という。）の利用については、健康福祉局総務課により制定された「健康福祉局営業用乗用自動車利用規程」（以下「健康福祉局規程」という。）で定められている。また、保健センターにおけるタクシーチケットの利用については、健康福祉局保健医療課により制定された「保健センターにおける営業用乗用自動車利用規程」（以下「保健センター規程」という。）で定められている。本市のタクシーチケットは利用金額に上限がなく、タクシーチケットに記入された金額をタクシー会社に支払うことになっているため、金券類に準じた厳正な管理が求められる。

平成29年 5月17日に結果を公表した健康福祉局の定期監査において、不適正な利用の防止のため、タクシーチケットの適正な管理を徹底するよう指摘した

ところであり、対する措置として、総務課はタクシーチケットの受払管理簿を作成して受払の記録を行い、定期的に現在高の確認を行うよう健康福祉局規程を改め、局内各課室への周知と同時に公所等においても指摘の趣旨を踏まえ適正に管理するよう通知を行った。しかし、保健医療課は総務課からの通知に基づく保健センター規程の改正を失念していた。

今回、中村区及び南区保健福祉センター保健管理課におけるタクシーチケットの管理について調査したところ、現在の保健センター規程には受払の記録や現在高の確認について定められていないため、保管しているタクシーチケットの受払の日付やその枚数を把握しておらず、受払に基づいた正しいタクシーチケットの現在高が確認できない状態であった。

保健医療課においては、健康福祉局規程を参考にするなど速やかに保健センター規程を改正し、各保健センターに周知されたい。また、中村区及び南区保健福祉センター保健管理課においては、タクシーチケットの適正な管理に努められたい。

(保健医療課、中村区保健福祉センター保健管理課
南区保健福祉センター保健管理課)

(2) 毒物及び劇物の適正な管理について

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）及び厚生労働省からの通知等により盗難、紛失防止のために必要な措置を講じることが義務付けられている。また、毒物劇物管理簿を備え、日常的に現在高を確認するなど、適切に毒劇物の在庫管理を行うこととされている。

これまでの定期監査等で毒劇物の不適切な取扱いについて再三にわたり指摘している中、健康福祉局が所管する厚生院に対し、平成30年度に実施した随時監査において、保管していた全ての毒劇物について現在高を把握していなかったなどのずさんな管理がなされていたため厳しく指摘した。さらに、毒物及び劇物取締法に基づき、市内の毒劇物を取り扱う事業者等に対して指導する立場にある健康福祉局に対しては、全庁的に毒劇物の管理の重要性を周知し、適正な管理の確保に努めるよう意見を付したところである。これに対し健康福祉局

は全局区室に「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」（30健環第 677号）を通知し、全庁的に毒劇物の適正な取扱いを指導している。

動物愛護センターではこの通知を受けて、毒劇物の管理をそれまでの消耗品出納簿から毒物劇物管理簿に切り替え、平成31年 4月に毒劇物の現在高を記載した。今回それぞれの帳簿について照合を行ったところ、劇物であるホルマリンについて、消耗品出納簿では平成25年11月時点の現在高24本が最後の記録であったが、新たに作成した毒物劇物管理簿の現在高は 2本となっていた。動物愛護センターによると、減少した22本のホルマリンについては廃棄したとのことであるが、いずれの帳簿にも記載がないため、減少した事由、日付や数量が確認できなかった。

こうしたことは毒劇物の定期的な現在高の確認を行っていけば生じ得ないことであり、組織として毒劇物の管理に対する意識の低さがうかがえる。帳簿への記載をせず毒劇物の受払を適切に管理していない場合、紛失や盗難が発生しても認識できず重大な事故につながる可能性がある。動物愛護センターにおいては、毒劇物を取り扱う事業所としての責務を十分認識し、このような事例が二度と起きないように毒物劇物管理簿の記録及び定期的な現在高の確認を徹底することで、毒劇物を適正に管理されたい。

（動物愛護センター）

(3) 動物捕獲に使用する麻薬の適正な管理について

動物愛護センターでは、狂犬病の発生予防、犬による危害迷惑防止のため、狂犬病予防法（昭和25年法律第 247号）、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、野犬や放浪犬の捕獲を行っている。

犬の捕獲には、捕獲器等での通常の方法による捕獲が困難な場合は吹き矢、麻酔銃を使用して捕獲しており、充填する薬剤としてケタミンを使用している。

ケタミンは麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬に指定され、所持、使用等の取扱いについて厳しく規制されており、動物愛護センターでは、愛知県知事から免許を取得した麻薬取扱者を設置している。

また、麻薬は麻薬帳簿にて管理及び使用の都度、麻薬の数量及びその年月日を記載することとされており、動物愛護センターでは、犬の捕獲のために麻薬を持ち出した時点で麻薬を使用したという取扱いをしている。

保有している麻薬の管理状況について調査したところ、犬の捕獲のために麻薬を持ち出したものの、実際に使用せずに持ち帰ったものについて、本来であれば、帳簿に麻薬の受入れを記載する必要があるところ、受入れを記載することなく保管していたため、実際の保管数量と帳簿の現在高にかい離が生じていた。

また、使用せず持ち帰った麻薬については、犬の捕獲のために後日使用したとのことであるが、捕獲のために出動した際に作成する業務報告等、麻薬帳簿以外の記録においてもその麻薬の使用量の記載はなかった。

このような麻薬の管理は紛失、盗難等が生じたとしても認識することができず、管理の方法として不適切であると言わざるを得ない。

動物愛護センターにおいては、一度持ち出した麻薬についても再度管理することとなった場合は、その都度、帳簿に記載し、実際の保管数量と帳簿の現在高が常に一致するよう管理されたい。麻薬の紛失、盗難等の重大な事故を防止するため、麻薬を取り扱う事業所としての管理責任を改めて認識し、麻薬を厳格に管理されたい。

(動物愛護センター)

3 行政運営事務

結核患者への支援について

結核患者への支援については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）等により定められており、保健所は地域における結核対策の中核的機関と位置付けられている。

結核の感染拡大を防止し結核患者の治療を完遂するために、患者の服薬状況を直接確認し、服薬が継続して行われるための支援であるDOTS（directly observed treatment, short-course：直接服薬確認療法）を行うことが厚生労働省による「結核に関する特定感染症予防指針」により示されており、在宅で治療を行う患者については保健所の保健師等が訪問や電話確認等による地域DOTSを行うこととされている。

本市では、地域DOTSの実施方法について「名古屋市結核患者支援（DOTS）推進実施規程」（以下「DOTS実施規程」という。）等により定められており、保健センターにおいては個々の患者に対する服薬支援の頻度や方法、

場所、服薬支援者を組織的に決定する事例検討会を実施の上、検討結果が反映された個別支援計画を結核患者登録票に記載し、保健師はそれを基に地域DOTSを行うこととされている。

中村区保健福祉センター保健予防課における結核患者支援の状況について調査したところ、個別支援計画が結核患者登録票に記載されていない事例が散見された。

組織的な検討結果に基づいた地域DOTSを確実に行うため、また、担当者の交替時などにおける組織内の情報共有を円滑に行うためにも、DOTS実施規程等に従い個別支援計画を結核患者登録票に明記することを徹底されたい。

(中村区保健福祉センター保健予防課)

また、事業の所管課である感染症対策室においては、他の保健福祉センターにおいて規程や手引きに沿った適正な運用がされているか確認し、必要な対応を行われたい。

(感染症対策室)

第4 意 見

八事斎場の再整備を始め増大する火葬需要への対応について

本市の火葬需要は年々増加しており、平成30年度の火葬件数は25,662件と平成26年度に比べ 3,238件（14.4%）増加している（図 1参照）。健康福祉局が平成30年度に実施した委託調査によると、将来の火葬需要の見込みは今後も年々増加し、2044（令和26）年度には31,000件を超え 1度目のピークを迎え、2065（令和47）年度には33,500件を超えると推計されている。

また、火葬件数の増加の現状を見ると市外居住者による利用の増加もその一因となっており（図 2参照）、火葬場を持たない周辺市町を中心に件数が増加している。

火葬需要の増加に対応するため、本市では平成16年度に第二斎場の基本計画を策定し、その後地元との調整、建設工事等を経て、平成27年から供用を開始したところであり、現在、八事斎場と第二斎場の 2か所で市民の火葬需要に对应している。

こうした状況の中、八事斎場は昭和46年に現在の施設が整備され、施設の老朽化が著しく、改修等を行わず現在の構造体をそのまま利用し続ける場合、火葬件数がピークとなる時期に使用ができず、第二斎場だけでは火葬需要に対応できないため、健康福祉局では早急に八事斎場の再整備をする必要があるとして、現在、再整備基本計画の策定に向けて調査・検討をしているところである。

八事斎場の再整備に当たっては、平成26年度に公表された「公の施設等における民間活力活用の総点検を踏まえた取組方針」に基づき民間活力の活用を検討するとともに、昨今求められるお別れ室・拾骨室などのプライベート空間の確保や震災時における火葬炉の耐久性の確保等大規模災害への対応など施設の抱える様々な課題の解消に努められたい。

加えて、火葬場の設置は容易ならざることではあるが、火葬場を持たない周辺市町に対し、将来見込まれる火葬需要の増大に備え、火葬場の新設の要請を継続的に行うとともに、市外居住者の利用増加を抑制する方策も併せて検討されたい。

高齢化の進行による多死社会を迎える中で、八事斎場の再整備が遅れ、八事斎場が使用できない事態が生じると、第二斎場のみでは火葬の需給がひっ迫することは明白であることから、恒常的な火葬待ちの発生など市民サービスの低下を招くことのないよう八事斎場の再整備の円滑かつ着実な推進に努められたい。

図1 市立斎場における火葬件数の推移

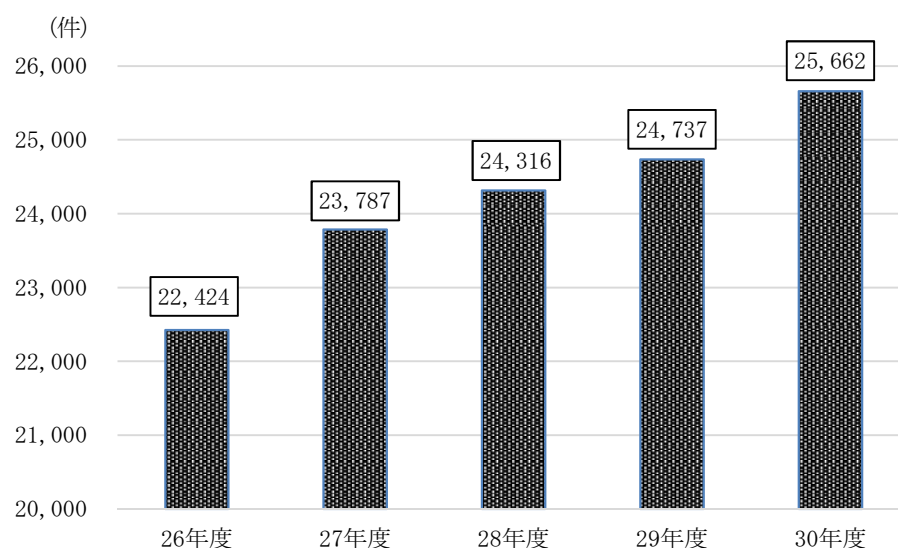
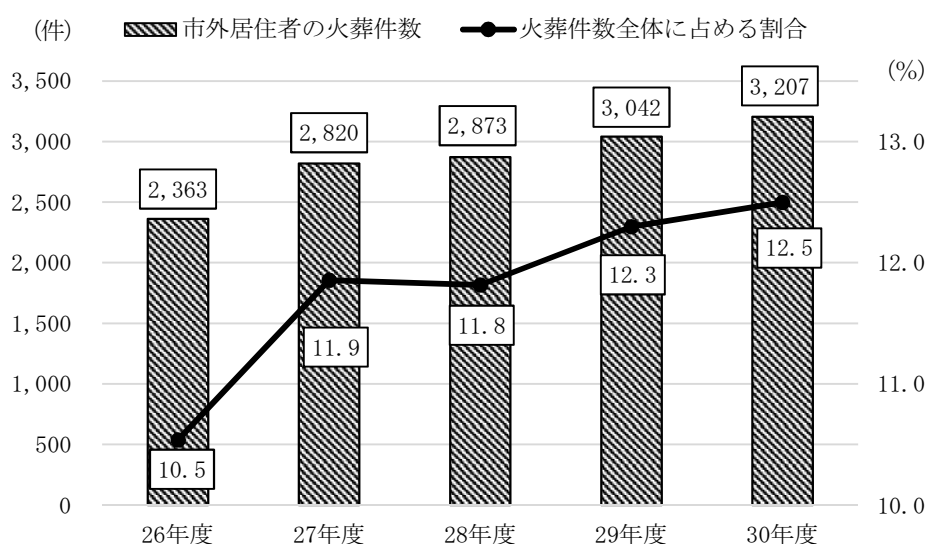


図2 市立斎場における市外居住者の火葬件数及び全体に占める割合の推移



監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 消防局
財政局契約部（消防局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成31年 4月 1 1 日から
令和元年 9月 3 日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、消防局における平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
に完了及び平成31年 3月31日時点で施行中の工事及び委託を次表のとおり抽出し
た。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	443	38	8.6	161	39	24.2
委託	89	21	23.6	1,165	1,089	93.5

監査にあたり、工事においては、設計・施工・検査が適正に執行されているか、
また、委託においては、仕様書に基づき業務が適正に執行されているかなどとい
った視点に加え、安全に配慮した適切な工事監理がされているか、施設の維持管
理が適切に行われているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執
行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。
また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載

した。

指摘事項

1 施工

道路使用許可の申請についてなど 2項目

2 維持管理業務

自家用電気工作物保安規程の変更及び届出について

第3 指 摘 事 項

1 施工

(1) 道路使用許可の申請について

道路交通法（昭和35年法律第 105号）では、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の道路使用許可を受けなければならないと定めている。また、許可を受けようとする者は、申請書を所轄警察署長に提出しなければならないと定めている。

「南消防署ブロック塀改修工事」及び「中川消防署コンクリートブロック塀改修工事」では、道路に面して設置された補強コンクリートブロック塀を撤去し、金属製フェンスを設置する工事を行っていた。その際、道路側より工事を行っていたことから、道路交通法で定めている道路使用許可を受けているか確認したところ、施設課職員に道路使用許可が必要であることの認識がなかったため、所轄警察署長に申請書を提出しておらず許可を受けていなかった。

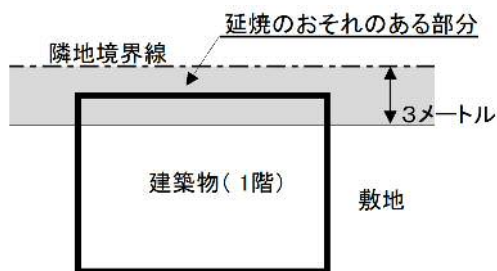
発注者として、工事を施工するにあたって関係法令で定められた必要な手続きを理解したうえ、道路において工事又は作業をする場合には、受注者が申請書を提出し事前に道路使用許可を受けたことを確認されたい。（施設課）

(2) 外壁に設けられた開口部の防火設備について

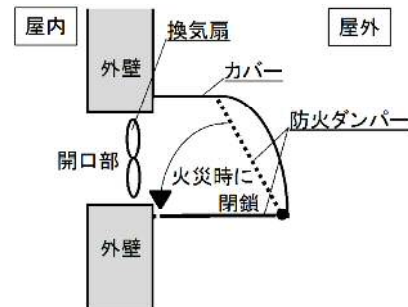
建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、延焼のおそれのある部分として、隣地境界線から 1階にあつては 3メートル以下の距離にある建築物の部分など

を定めている。また、防火地域又は準防火地域^(注1)内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなければならないと定めている。

「北消防署楠出張所浴室・車庫換気扇取替え工事」では、浴室及び車庫に設置された換気扇が老朽化したため、取替え工事を行っていた。取り替えた換気扇を現地で確認したところ、車庫換気扇は1階の外壁に設けられた開口部に設置されており、その開口部は隣地境界線から約0.5メートル離れた位置に設けられていた。楠出張所は準防火地域に建築されており、当該開口部は延焼のおそれのある部分であったにもかかわらず、取替え前において防火ダンパー^(注2)などの防火設備が設置されていなかったことから、本件工事において防火設備を設置しなかった。



延焼のおそれのある部分
平面イメージ図



防火ダンパー
断面イメージ図

消防局は、火災予防業務を所掌している部局であるにもかかわらず、防火設備の設置義務について認識していなかったことは遺憾である。火災発生時に被害が拡大するおそれがあるため、当該開口部に速やかに防火設備を設置された。また、本件のような既存施設の改修工事を行う場合は、単に現状通りとするのではなく、改めて遵守すべき関係法令を確認の上、施工されたい。

(北消防署)

なお、消防局においては、指摘に基づき令和元年7月に当該開口部に防火設備を設置した。

(注1) 防火地域又は準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため都市計画法により定められた地域

(注2) 防火ダンパー

火災発生時に開口部を閉鎖するための設備

2 維持管理業務

自家用電気工作物保安規程の変更及び届出について

電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、事業用電気工作物^(注 1)の設置者は、電気工作物^(注 2)の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならないと定めている。消防局では、事業用電気工作物のうち自家用電気工作物^(注 3)について、施設課において名古屋市消防局所管自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）を定めている。

「消防署等の自家用電気工作物保安管理業務委託」では、保安規程に基づき電気工作物の保安管理を行っていた。保安規程を確認したところ、平成30年度に行った瑞穂消防署の自家用電気工作物の更新工事において、電力会社からの引き込み箇所を変更していたが、保安規程が変更されていなかった。さらに、保安規程は平成22年11月 9日に変更された以降、変更すべき事項があったにもかかわらず、一切変更されていなかった。

電気工作物の保安管理業務の根幹となる保安規程を、長期にわたり変更せず放置していたことは遺憾である。電気事故の防止を図ることからもその重要性を認識し、速やかに保安規程を変更し、監督官庁に届け出されたい。

（施設課）

(注1) 事業用電気工作物

電力会社から 600ボルト以上の電圧で受電している施設などの電気工作物及び
電力会社などが事業に用いる電気工作物

(注2) 電気工作物

発電設備、変電設備、配電設備、電線路など

(注3) 自家用電気工作物

電力会社から 600ボルト以上の電圧で受電している施設などの電気工作物

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 財 政 局

契約部

税務部

市税事務所

(税務部及び市税事務所については、賦課事務に限る。)

監 査 期 間 平成31年 4月11日から

令和元年 9月 4日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
財 政 局	契約部	契約監理課、工事契約課
	税務部	税制課、市民税課、固定資産税課、 税務システム整備室、 収納管理・特別徴収事務センター
	栄市税事務所、ささしま市税事務所、金山市税事務所	

(注) 税務部及び市税事務所については、賦課事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成30年 4月

1日から平成31年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、市民税・固定資産税の賦課事務や個人情報等の機密情報に係る取扱いが適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 税務事務

個人の市民税・県民税の減免申請書の点検事務についてなど 6項目

(2) 財産管理事務

共用自動車の使用についてなど 3項目

(3) 行政運営事務

機密情報を含む文書の廃棄についてなど 3項目

2 意見

税務事務に係る内部統制体制の改善・強化について

第3 指 摘 事 項

1 税務事務

(1) 賦課事務

ア 個人の市民税・県民税の減免申請書の点検事務について

名古屋市市税減免条例の規定により、生活保護法（昭和25年法律第 144号）で定められた生活扶助等を受けていることや、雇用保険法（昭和49年法律第 116号）で定められた基本手当の受給資格を有し、前年中の総所得金額が200万円以下であること等の事由に該当するときは、該当者からの申請に基づき、市民税を減免することができることとされており、具体的な事務手続については、個人の市民税・県民税事務取扱要綱（以下「個人市民税等要綱」という。）において定められている。

個人市民税等要綱によれば、減免申請書の記載内容の不備や適用要件を満たしているか等を、チェックシートを使用して点検することとされている。また、このチェックシートを減免申請書に添付して市税事務所長の決裁を受けることとされている。

減免申請書の点検事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- (ア) チェックシートが添付されているにもかかわらず、減免申請書に未記入の欄や誤記入の欄があったもの

（ささしま市税事務所市民税課・金山市税事務所市民税課）

- (イ) 一部のチェックシートが所在不明となっていたもの

（栄市税事務所市民税課）

減免申請書の点検事務については、平成25年度に財政局が実施した税務事務監察においても同様の指摘がなされているところである。各市税事務所市民税課においては、事務の正確性を確保するため、チェックシートを使用した点検を徹底するとともに、決裁後は当該チェックシートを確実に保管されたい。

イ 家屋配置図兼住宅用地等調査票から土地課税台帳への入力後点検事務について

家屋配置図兼住宅用地等調査票（以下「家屋配置図」という。）は、土地と家屋の現況及び異動状況を一体的に記録するため、家屋等の存する画地^{（注）}ごとに作成するものであり、その取扱いは、家屋配置図兼住宅用地等調査票取扱要綱（以下「配置図要綱」という。）において定められている。

配置図要綱によれば、家屋の増築や滅失等により、各市税事務所固定資産税課家屋係又は大規模家屋係が家屋配置図の家屋部分について修正を行った場合、同課土地調査係に回送を行うものとされている。回送された家屋配置図は、土地調査係において土地部分について修正を行い、土地課税台帳へ入力及び入力者以外の者による点検を行う。家屋配置図には、入力者の印を押印するとともに、点検者の印を押印することとされている。

家屋配置図から土地課税台帳への入力事務について調査したところ、栄市税事務所及び金山市税事務所固定資産税課において、家屋係から土地調査係に回送された家屋配置図に点検者の押印がない事例が見受けられた。

入力者以外の者が点検を行うことは、資産の異動状況を正確に反映して課税誤りを生じさせないための重要な手順であり、平成28年度に財政局が実施した税務事務監察においても同様の指摘がなされているところである。栄市税事務所及び金山市税事務所固定資産税課においては、配置図要綱に従って点検が行われたことを明確にされたい。

（栄市税事務所固定資産税課、金山市税事務所固定資産税課）

（注）「画地」とは、単一の土地又は一体となっている土地のことであり、原則的には一筆を一画地とするが、隣接する土地にまたがって住宅等が建てられ、一体化している場合も一画地と認定される。

ウ 非課税土地の認定事務について

地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定により、公用又は公共の用、学校法人等が教育の用に供する等の固定資産については、固定資産税及び都市計画税を課することができないとされており、本市における事務の取扱いは、

固定資産税・都市計画税非課税事務取扱要綱（以下「非課税要綱」という。）において定められている。

非課税要綱によれば、非課税の決定にあたっては、実地調査等を行い、非課税対象部分を認定するとされている。実地調査等により非課税事由に該当すると認められる場合は、当該事実が確認できる資料を添付して、市税事務所長の決裁を経るものとされている。

非課税土地の認定事務について調査したところ、金山市税事務所固定資産税課において、実地調査記録に記載されている、非課税対象部分の面積の計算を誤っている事例が見受けられた。本件は一部が非課税となっている土地であるため、課税対象部分の面積も誤っており、この結果、土地の評価額にも誤りが生じていた。

土地の評価額の算定誤りは課税誤りにもつながることから、金山市税事務所固定資産税課においては、実地調査結果や図面等を十分に確認・点検し、適正な非課税土地の認定事務を行われたい。

（金山市税事務所固定資産税課）

エ 建替え特例に係る申告書の決裁手続について

住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税については、税負担を軽減する特例措置が講じられており、住宅の建替え中の土地についても、「住宅建替え中の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税について」（平成 6 年自治省固定資産税課長通知）により、前年度に住宅用地の認定を受けていることや、建替え前後の家屋の所有者が同一である等の要件を満たす場合に限り住宅用地と認定され、住宅用地の特例が継続して適用される。（以下「建替え特例」という。）本市におけるこの事務の取扱いは、住宅用地等認定要綱において定められている。

住宅用地等認定要綱によれば、建替え特例の認定にあたっては、土地の所有者から住宅の建替えに係る固定資産税・都市計画税特例土地継続申告書（以下「建替え特例申告書」という。）の提出を受けることとされている。

建替え特例申告書の決裁手続について調査したところ、金山市税事務所固定資産税課においては、提出された建替え特例申告書の余白に決裁欄を設け、

課長による決裁を受けるという事務の流れになっていたが、一部課長印が押印されておらず、適正な決裁手続が行われていない事例が見受けられた。

金山市税事務所固定資産税課においては、組織として決裁の重要性を改めて認識し、適正な決裁手続を行われたい。（金山市税事務所固定資産税課）

(2) 税務証明事務

領収書の管理について

税務証明事務において手数料を受領した際には、レジスターから出力される領収書を申請者に交付しているが、特に申請者からの依頼があった場合や郵送による申請の場合には、手書きの領収書を交付している。

名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）によれば、現金出納員は、領収書管理簿を作成し、領収書を適正に管理することとされている。「領収書の適正な管理について」（平成20年会計室次長名事務連絡）では、領収書管理簿は年度ごとに作成し、新しい冊（1冊に100組の領収書が綴られている。）を使用する場合には使用開始年月日、使用冊番号等を記載して決裁を受け、冊の使用終了時には返却年月日を記載することとされている。

また、「名古屋市会計規則の改正に係る事務の取扱いについて」（平成19年収入役職務代理者副収入役名通知）では、書損等により使用できなくなった領収書は、当該領収書に斜線を朱書した上廃棄の旨を表示し、そのまま冊に残しておくとともに、その都度、領収書整理票の「書損領収書番号」欄に当該書損領収書の番号を記入することとされている。

さらに、年度終了時点で使用途中となった冊については、翌年度は使用せず、残った未使用の領収書を不正に使用できないよう、当該未使用領収書に廃棄等の旨を表示することとされている。

領収書等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が散見された。

ア 書損領収書に朱書の斜線や書損の旨が記載されていなかったもの

（栄市税事務所管理課）

イ 年度終了時点で使用途中となった冊の未使用領収書に廃棄等の旨が記載されていなかったもの

(栄市税事務所管理課（千種区・北区・
中区・守山区・名東区税務窓口を含む）)

ウ 領収書管理簿に使用開始年月日や返却年月日の記入漏れ、記入誤りがあったもの

(栄市税事務所管理課（北区・中区・守山区・名東区・
楠支所税務窓口を含む）、金山市税事務所徴収課)

エ 領収書整理票に書損領収書番号の記入漏れ、記入誤りがあったもの

(栄市税事務所管理課、金山市税事務所管理課)

領収書の管理については、平成28年 9月 8日に結果を公表した財政局の定期監査（以下「前回監査」という。）においても同様の指摘がなされているところである。各市税事務所においては、会計規則等に従い、領収書の適正な管理を徹底されたい。

(3) その他

同一納税義務者の統合処理事務について

税務総合情報システム（以下「システム」という。）において、同一納税義務者が重複して登録された状態が継続すると、その納税義務者に係る税情報を統一的に取り扱うことができないため、滞納整理事務への支障や納税通知書の誤送付などの弊害が発生する場合がある。

この弊害の発生を防止するため、漢字本名、住所などの各項目の一致により同一人であることをシステムが判別することができた場合には、自動統合処理が行われる。しかし、不一致の項目があれば自動統合処理は行われず、月次及び年 2回、システムから出力される統合可能者リスト（以下「リスト」という。）に、同一人である可能性のある納税者として掲載がなされる。

あて名^(注) 事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）によれば、このリストに基づき、各市税事務所の担当課において調査を行い、同一納税義務者であることが確認できれば、原則として、システムの端末操作により統合処理を行うこととされている。

一方、別の納税義務者を誤って統合処理してしまった場合には、課税誤りなどの重大な事態が発生するリスクがあることから、事務処理要領によれば、統合処理を行った都度、必ず複数人による点検を行うこととされている。

リストに基づく調査状況及び統合処理事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 同一納税義務者について、特段の事情もなく統合処理が行われていなかったもの

(ささしま市税事務所固定資産税課、金山市税事務所市民税課・徴収課)

イ 統合処理を行った際に複数人による点検が実施されたことの記録がなかったもの

(ささしま市税事務所市民税課、金山市税事務所徴収課)

リストに基づく統合処理事務については、統合処理を行わなかったことや、誤って別の納税義務者を統合してしまったことに起因して、個人情報を含む文書の誤送付がこれまで複数発生している。ささしま市税事務所市民税課・固定資産税課及び金山市税事務所市民税課・徴収課においては、事務処理要領に従った適正な事務処理を行うよう徹底されたい。

(注)「あて名」とは、納税義務者（特別徴収義務者を含む。）の住所・所在地及び氏名・名称並びに送達先、納税管理人、相続人、破産管財人の住所・所在地及び氏名・名称の総称である。

2 財産管理事務

(1) 共用自動車の使用について

「財政局共用自動車の管理に関する指針」によれば、運転者は運行前に必ず車両の点検を実施し、その結果を運転日報に記載することとされている。

また、各市税事務所においては、記載後に運転日報を管理課へ提出することとされている。

運転日報を確認したところ、栄市税事務所内において保管する共用自動車 1 台について、エンジンのかかり具合やブレーキの効き具合が悪いなど、複数の

運転者から異常が疑われる旨の報告があったため、業者へ点検依頼を行ったが、その後業者により整備が完了するまでの間に、業務で 7 回使用された事例が見受けられた。

栄市税事務所管理課においては、車両に異常が疑われる状況が続いた場合は、事故の発生を回避するため、車両の使用を禁止にするなどの措置を講ずることを徹底されたい。
(栄市税事務所管理課)

(2) 公用自転車の保有台数について

ささしま市税事務所では公用自転車16台を保管するため、近隣の有料駐輪場を使用しており、1台あたり年間22,000円を支出している。

平成29年度及び平成30年度における各自転車の使用状況について調査したところ、2年間で使用回数が 2 回以下のものが 3 台見受けられた。

保有台数の削減を行うことが経済的であると考えられ、前回監査においても同様の指摘をしているところである。

ささしま市税事務所管理課においては、公用自転車の保有台数について見直されたい。
(ささしま市税事務所管理課)

(3) 備品の管理について

会計規則に基づき、備品については、物品管理システムに登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならず、老朽・破損等により今後使用しない場合には不用の決定など所定の手続を経た上で廃棄等を行う必要がある。

また、会計規則によれば、物品管理者は、使用中の物品の使用状況について、毎年 1 回、物品管理システムに登録した情報等と照合して検査しなければならないとされている。

物品管理システムに登録された情報を基に備品の管理状況を調査したところ、金山市税事務所固定資産税課において、備品である図面箱の所在が確認できない事例が見受けられた。

金山市税事務所固定資産税課においては、財産を適正に管理するため、会計規則に基づいた備品の管理を徹底されたい。

なお、該当する備品について、監査期間中に不用の決定等の手続等が完了している。
(金山市税事務所固定資産税課)

3 行政運営事務

(1) 機密情報を含む文書の廃棄について

名古屋市情報あんしん条例及び同条例施行細則により、各課においては、行政文書の保管場所や廃棄文書の管理・廃棄方法などに関して、情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報保護の定め」という。）を策定することとされている。

また、本市における情報の保護対策の運用を定める局区等における情報の保護対策に関する運用要項により、各課においては、情報に関する点検表（以下「点検表」という。）を用いて、毎月点検を実施することとされている。

この点検表における点検項目としては、廃棄漏れによる機密情報の紛失や流出、保存期間満了前の行政文書を廃棄文書と混同しての誤廃棄を防止するため、機密情報を含む廃棄文書が梱包の都度箱数等が記録されているかを確認することが挙げられている。

機密情報を含む文書の廃棄手続について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア マイナンバーなどの機密情報を含む廃棄文書を梱包した箱が、情報保護の
定めで指定する保管場所にされていない倉庫に保管されていた。

(収納管理・特別徴収事務センター)

イ 機密情報を含む廃棄文書について、梱包の都度箱数が管理簿に記録されて
いなかった。

(収納管理・特別徴収事務センター、

ささしま市税事務所市民税課・固定資産税課、

金山市税事務所固定資産税課)

市税事務所及び収納管理・特別徴収事務センターに対しては、「課税資料等行政文書の厳格な取扱いについて」（平成28年税務監名通知）が発せられ、文

書の廃棄について厳格な管理が求められているところである。機密情報を含む文書の廃棄にあたっては、本市の規定等に従い、適正な管理を徹底されたい。

(2) 外部記録媒体の管理について

「財政局における外部記録媒体利用基準」によれば、外部記録媒体を利用の都度、所属長は、外部記録媒体の利用目的や保護対策等が適切であるか判断するため、外部記録媒体利用簿（以下「利用簿」という。）により、利用者、利用期間、利用目的、持出先等について確認し、返却時にはデータ消去されているか確認することとされている。また、この基準において、記録すべき利用簿の様式が定められている。

外部記録媒体の管理状況について調査したところ、栄市税事務所固定資産税課において、持ち出しにあたり、利用時の所属長確認印欄や利用目的、持出先を記載する欄が設けられていないなど、様式としての要件を満たさない利用簿に記録が行われていた。そのため、利用に際して所属長による確認が行われていなかった。

栄市税事務所固定資産税課においては、定められた様式を利用し、持出時にも所属長による確認を行うよう徹底されたい。（栄市税事務所固定資産税課）

(3) 行政文書の作成について

名古屋市情報あんしん条例施行細則では、行政文書が実施機関の事務又は事業の性質、内容等に応じて保存されるべきこと及び当該行政文書をその保存期間が満了する日までの間、利用を認められた者が、適正かつ確実に利用できる状態で保存しなければならないことを定めている。したがって紙媒体による行政文書の作成にあたっては、油性ボールペン等を用いることにより、時間経過による退色等を防ぐ必要がある。

財政局では、誤って行政文書に使用される危惧があることから、「行政文書の作成における適切な筆記具の使用について（再徹底）」（平成28年税務監名通知）により、消せるボールペン（温度変化により無色となるインキを用いたボールペン）を職場へ持ち込むことを禁止している。

課税資料を確認したところ、金山市税事務所固定資産税課において、消せるボールペンを平成30年度調査用図面（保存期間10年）の書き込みに使用していた事例が見受けられた。

行政文書の作成については、前回監査及び平成26年 9月11日に結果を公表した財政局の定期監査においても同様の指摘をしているところであり、このような事例が見受けられたことは誠に遺憾である。金山市税事務所固定資産税課においては、行政文書の作成にあたり、消せるボールペンを決して使用しないよう、持ち込み禁止を再度徹底されたい。 （金山市税事務所固定資産税課）

第4 意 見

税務事務に係る内部統制体制の改善・強化について

本市では、地方自治法改正に伴う内部統制の取組みについて、財務・情報管理に関する事務を対象として、平成31年 4月から試行的に運用を開始したところである。各局区室においては、課公所単位で業務プロセスを網羅的に見渡し、リスクを洗い出したうえで、重要性の高いリスクへの対応策を整備し、その取組状況の評価を実施するとともに、不備がみられる場合には自主的な是正・改善を行うこととされている。

財政局では、毎年度策定する「市税事務の運営方針」において、課税誤り・事務処理誤りを発生させない事務体制の構築を掲げているとともに、内部統制の充実に向けては、それまでの財政局税務部による税務事務監察に加え、新たな取組みとなる各市税事務所における内部監察を平成29年度から開始している。

この内部監察は、過去の定期監査や税務事務監察における指摘事項などを踏まえ、多岐にわたる点検項目をリストアップしたうえで実施されており、自治法改正に先立つ有意義な取組みであるため、今回の定期監査ではその実施状況に着目した。

監査結果としては、指摘事項に述べたように、課税誤りや個人情報漏えい等の事務処理誤りにつながりかねない事例に加え、過去の定期監査や税務事務監察における指摘事項と同様の事例も一部見受けられた。内部統制の観点からは、今回の監査結果の要因を単なる担当者のヒューマンエラーによるものとして捉えるのではなく、同様の誤りが繰り返し発生する真因が何かを分析し、次の改善につなげていくことが肝要である。

財政局においては、適正な税務事務処理を推進するために、これまで構築してきた内部監察等のチェック体制の仕組みを活かしつつ、内部統制の必要性及び重要性を税務職員一人ひとりに十分に認識させ、令和 2年度の本格実施に的確に対応できるよう、より実効性のある内部統制体制に改善・強化されたい。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 緑政土木局
財 政 局
契約部（緑政土木局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成31年 4月 9日から
令和元年 9月 4日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、緑政土木局における平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までに完了及び平成31年 3月31日時点で施行中の工事及び委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,460	96	6.6	37,301	7,634	20.5
委託	1,274	34	2.7	6,683	331	5.0

監査にあたり、工事においては、設計・施工・検査が適正に執行されているか、また、委託においては、仕様書に基づき業務が適正に執行されているかなどといった視点に加え、安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているか、維持管理に係る工事及び委託は適切に実施されているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 施工

車道部の建築限界についてなど 2項目

(2) 維持管理業務

自家用電気工作物保安規程の変更及び届出について

2 意見

(1) 業務の適正な執行について

(2) 積算の誤りを無くすために

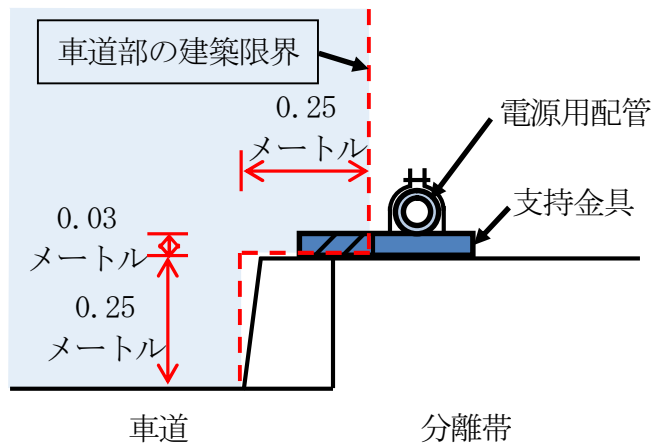
第3 指 摘 事 項

1 施工

(1) 車道部の建築限界について

道路法（昭和27年法律第 180号）では、道路において車両や歩行者の交通の安全を確保するため、障害となるようなものを配置してはならない空間確保の限界として、建築限界を定めている。また、道路構造令（昭和45年政令第 320号）では、都市部の道路における車道のうち分離帯に係る部分の建築限界は、車道の外側にかさ上げた形で、高さ0.25メートル、幅0.25メートルの切込みをとることと定めている。

「都計 3・2・53東志賀町線電線共同溝設置工事（29－2）」では、歩道に電線共同溝を設置する工事に伴い、分離帯に設置されている街路灯の電源用配管を分離帯に露出した状態で設置する工事を行っていた。設置された配管を現地で確認したところ、配管の支持金具が建築限界内に設置されていた。



電源用配管設置状況の断面イメージ図

当該支持金具については、建築限界の外に設置するよう是正されたい。また、今後、道路上に諸施設を設置する際は、建築限界を考慮して適切に設置するよう工事監理を行われたい。

（北土木事務所、道路建設課）

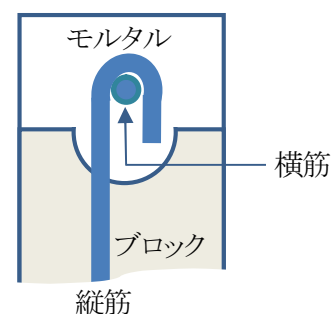
(2) 補強コンクリートブロック造の塀改修について

建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号。以下「施行令」という。）では、補強コンクリートブロック造の塀は、高さを 2.2メートル以下とすること、高さが 1.2メートルを超える場合は長さ 3.4メートル以下ごとに控壁^(注)を設けること及び壁頂には径 9ミリメートル以上の横筋を配置し縦筋を横筋にかぎ掛けて定着することと定めている。

「建物修繕工事（瑞－ 3）ブロック塀撤去」では、瑞穂土木事務所の隣地境界に設置されていた補強コンクリートブロック造の塀が高さ 1.6メートル、控壁の間隔が最大 9.6メートルであったため、塀の上部を撤去し高さ 1.2メートルとする工事を行っていた。施行令に基づき、壁頂に横筋を配置し縦筋が横筋にかぎ掛けされているか工事写真を確認したところ、かぎ掛け定着のための横筋を配置せず既設縦筋を切断したままとなっていた。



鉄筋が切断された状況



法令に適合した断面イメージ図

当該補強コンクリートブロック造の塀については、速やかに施行令どおりの配筋になるよう是正されたい。また、今後、補強コンクリートブロック造の塀を設置又は改修する際は、施行令に基づき適切に工事を行うよう工事監理されたい。

(瑞穂土木事務所)

(注) 控壁

壁から直角方向に突き出して設けられた補強壁

2 維持管理業務

自家用電気工作物保安規程の変更及び届出について

電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、事業用電気工作物^(注 1)の設置者は、電気工作物^(注 2)の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならないと定めている。緑政土木局では、事業用電気工作物のうち自家用電気工作物^(注 3)について、総務課において名古屋市緑政土木局所管自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）を定めている。

「大曽根駅前地下施設自家用電気工作物保安管理業務委託」及び「自家用電気工作物保安管理業務委託（ポンプ施設）」では、保安規程に基づき電気工作物の保安管理を行っていた。保安規程を確認したところ、平成29年度に住宅都市局から移管された大曽根駅前地下施設及び平成30年度に新設した神守ポンプ所について、新たに保安管理すべき電気工作物が増えたにもかかわらず、変更されていなかった。なお、神守ポンプ所については、施設を管理するポンプ施設管理事務所から総務課へ報告を行っていたが、平成22年 4月 1日以降それ以外の施設の変更が報告されておらず、保安規程の変更がされていなかった。

電気工作物の保安管理業務の根幹となる保安規程の重要性を改めて認識し、速やかに必要な変更をし、監督官庁に届け出されたい。また、電気工作物を設置及び改廃等しようとするときは、施設を所管する部署は総務課へ報告することを徹底するとともに、総務課は電気工作物の設置及び改廃等の有無について、施設を所管する部署へ随時確認されたい。

(総務課、自転車利用課、ポンプ施設管理事務所)

(注1) 事業用電気工作物

電力会社から 600ボルト以上の電圧で受電している施設などの電気工作物及び
電力会社などが事業に用いる電気工作物

(注2) 電気工作物

発電設備、変電設備、配電設備、電線路など

(注3) 自家用電気工作物

電力会社から 600ボルト以上の電圧で受電している施設などの電気工作物

第4 意見

1 業務の適正な執行について

今回の監査の結果、電気事業法で制定が義務付けされている保安規程について、必要な変更がされていなかった事例が見受けられた。

緑政土木局では、保安規程に基づいて施設を所管する部署が電気工作物の保安管理をそれぞれ業務委託しているが、その保安規程は総務課が局所管の電気工作物について一括して定めている。保安規程が平成22年 4月を最後として変更されていなかったのは、平成30年 5月に電気工作物追加が報告されるまでの間、施設を所管する部署が総務課へ電気工作物の設置及び改廃等について報告を行っていなかったことによるものである。そもそも、電気工作物を保安管理する根拠が保安規程にあること、総務課が局全体の保安規程を定めていることの認識に欠けており、また、業務の引継ぎに漏れがあったこと、一部の部署を除いて電気職の関与がないことが今回の事例を生じさせていると思料する。

法定である保安規程が長期にわたり、必要な変更がなされていなかったことは遺憾であり、局内部署の連携、業務の引継ぎ、及び電気職の関与などが不十分であったと思われる。

これを契機として、課室公所の所掌する業務を確認し、意図せず遅延、もしくは失念している法定の業務があれば、業務の引継ぎ方法の見直し、局全体で職員を支援する体制、業務点検の強化など、業務を適正に執行するための対策を講じ

られたい。

2 積算の誤りを無くすために

監査において抽出した工事ではないが「正江橋（仮称）築造工事（鋼桁製作工及び左岸鋼製階段製作工）」の入札後資格確認型一般競争入札において、工事費の積算を誤り、それを予定価格として事前公表し入札した結果、適正に積算した場合の予定価格よりも高い金額で契約する事案が平成31年 3月に発生しており、同年 7月に公表された。これは、一部において積算システムへの入力数値を誤ったことによるものである。

積算の誤りが生じやすい箇所に重点を置いた検算など検算方法等を見直したり、研修で誤りやすい積算事例を示すなど研修をより充実したものにされたい。また、積算システムにおいて、異常値入力に警告を表示するなど、積算の誤りが生じないような機能を付加するよう検討されたい。

事前公表した予定価格が適正に積算された工事費によるものでない場合、入札の競争性や公正性を損うこと、最低制限価格などに影響することが考えられ、適正な入札の執行に支障となるおそれがある。積算業務は、工事費を算出するというだけのものではなく、適正な入札により契約した金額で適正な工事成果物の引き渡しを受ける請負工事施行の第一歩であり、ひいては最少の経費で最大の効果を挙げるための重要な業務であることを再認識し、緑政土木局の工事に対する市民並びに入札者及び受注者の信頼を保持するよう努められたい。

監 査 種 別 随 時 監 査

監 査 対 象 環境局
 施設部
 猪子石工場

監 査 期 間 令和元年 6月19日から
 令和元年 8月 9日まで
 (実地検査：令和元年 6月19日)

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度から、毎年度、リスクの高い分野について随時監査を実施している。

今回の監査は、主として実地検査当日における現金・金券類等の出納保管に関する事務について、関係帳票等を調査した。

なお、監査は、対象局に対して実地検査当日に通知して実施した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 9月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー名古屋木場店

名古屋市港区木場町 2番20 ほか 6筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
大黒天物産(株)	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷市堀南 704番地の 5

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
大黒天物産(株)	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷市堀南 704番地の 5

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 2年 4月28日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,008平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

85台

(2) 駐輪場の収容台数

148台

(3) 荷さばき施設の面積

164平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

16.4立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産(株)	午前 0時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和元年 8月27日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー、熱田区役所情報コーナー及び南区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 9月 9日から令和 2年 1月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 1月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	Williamson—Dickie Japan 合同会社	代表取締役 平山 真也	東京都港区 赤坂八丁目 5番34号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
2	アッシュ・ペー・フランス(株)	代表取締役 村松 孝尚	東京都台東 区東上野 2 —22— 6	—	—	—	平成 31年 2月 3日
3	イトキン(株)	代表取締役 前田 和久	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目 1番 1号	—	—	—	平成 30年 7月 31日
4	コロネット(株)	代表取締役 駒谷 隆明	大阪府中央 区博労町一 丁目 9番 8 号	—	—	—	平成 30年 2月 28日

5	ベネトンジ ヤパン(株)	代表取締役 小崎 正貴	東京都千代 田区麹町四 丁目 3番 3 号	—	—	—	平成 30年 7月 31日
6	ボードライ ダーズジャ パン(株)	代表取締役 サミー ユ ー	東京都渋谷 区神宮前六 丁目27番 8 号	—	—	—	平成 30年 8月 31日
7	(株)K S プラ ンニング	代表取締役 近藤 大揮	名古屋市中 区丸の内二 丁目18番25 号	—	—	—	平成 30年 8月 31日
8	(株)R. P. M	代表取締役 武士 尋己	愛知県春日 井市若草通 4丁目 105 番地	—	—	—	平成 31年 2月 28日
9	(株)R' s	代表取締役 松澤 亮	東京都新宿 区新宿一丁 目18番10号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
10	(株)S E V E N D I G I T	代表取締役 盛岡 真貴	大阪府茨木 市若園町 5 番15号	—	—	—	平成 30年 2月 28日
11	(株)W e e d	代表取締役 松井 浩昭	岡山県笠岡 市甲弩2145 番地50	—	—	—	平成 30年 2月 28日
12	(株)アカセ木 工	代表取締役 藤井 幸治	岡山県浅口 郡里庄町新 庄1550番地	—	—	—	平成 30年 5月 6日
13	(株)エイ・ネ ット	代表取締役 大滝 雄一 郎	東京都港区 南青山五丁 目 3番10号	—	—	—	平成 31年 2月 24日
14	(株)オーブ	代表取締役 住田 美早 子	東京都渋谷 区神宮前 2 —33—16	—	—	—	平成 31年 4月 14日
15	(株)オルビー タ	代表取締役 尾関 一郎	東京都中央 区銀座八丁 目 8番 6号	—	—	—	平成 31年 1月 27日
16	(株)クリエイ ション	代表取締役 岡田 由起 江	東京都渋谷 区神宮前二 丁目32番 5 号	—	—	—	平成 30年 7月 29日

17	(株)ジェニイ	代表取締役 平原 亮太	大阪市中心 区安土町一 丁目 5番 8 号	—	—	—	平成 30年 8月 31日
18	(株)スタイル	代表取締役 川島 隼輔	東京都港区 南青山四丁 目15番33号	—	—	—	平成 30年 7月 31日
19	(株)タカキ ー	代表取締役 大森 尚昭	東京都板橋 区板橋三丁 目 9番 7号	—	—	—	平成 30年 10月 31日
20	(株)ダッドウ エイ	代表取締役 白鳥 公彦	横浜市港北 区新横浜二 丁目15番地 12	—	—	—	平成 31年 2月 28日
21	(株)ダブルエ ー	代表取締役 肖 俊偉	東京都渋谷 区恵比寿一 丁目20番18 号	—	—	—	平成 31年 2月 17日
22	(株)ディーア ンドエー	代表取締役 高田 憲男	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目23番 5号	—	—	—	平成 30年 9月 30日
23	(株)ハイネッ ト	代表取締役 佐藤 正吉	東京都新宿 区大久保二 丁目 3番 4 号	—	—	—	平成 30年 12月 16日
24	(株)フィス	代表取締役 今泉 治朗	大阪市中心 区瓦町二丁 目 4番15号	—	—	—	平成 31年 2月 27日
25	(株)フープデ イドウ	代表取締役 加藤 富士 逸	東京都台東 区浅草七丁 目 1番 8号	—	—	—	平成 31年 1月 31日
26	(株)フォリフ オリジャパ ン	代表取締役 デイヴィッ ド・ダニエ ルズ	東京都港区 六本木六丁 目 6番 9号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
27	(株)フレーム ワークス	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷 区神南一丁 目 5番 6号	—	—	—	平成 30年 7月 29日
28	(株)ぶんご	代表取締役 川上 健二 郎	東京都杉並 区西荻南三 丁目 8番16 号	—	—	—	平成 31年 1月 31日

29	(株)マーキー ズ	代表取締役 廣畑 正行	堺市堺区出 島海岸通 2 丁目 3番13 号	—	—	—	平成 30年 9月 14日
30	(株)マミーナ	代表取締役 神林 謙一	東京都新宿 区新宿三丁 目14番 1号	—	—	—	平成 30年 3月 31日
31	(株)リチウム	代表取締役 平松 剛	東京都渋谷 区神宮前六 丁目16番18 号	—	—	—	平成 31年 2月 17日
32	(株)リトルア ンデルセン	代表取締役 吉沢 新司	東京都渋谷 区神宮前五 丁目41番 5 号	—	—	—	平成 31年 2月 17日
33	(株)レガリス	代表取締役 石崎 大介	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目40番 4号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
34	(株)レモンツ リー	代表取締役 平田 恵三	大阪府羽曳 野市羽曳が 丘 5丁目19 番24号	—	—	—	平成 29年 9月 24日
35	(株)ワールド ワイド ラブ	代表取締役 野村 茂樹	東京都渋谷 区富ヶ谷一 丁目30番22 号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
36	(株)ワールド ステージ	代表取締役 湯浅 智広	千葉県船橋 市前原東三 丁目18番10 号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
37	(株)栗原	代表取締役 栗原 亮	大阪市西区 靱本町二丁 目 7番 6号	—	—	—	平成 31年 2月 17日
38	(株)三高	代表取締役 車 盡一	東京都墨田 区立川三丁 目15番 3号	—	—	—	平成 30年 7月 31日
39	協和貿易(株)	代表取締役 三村 圭史	大阪市浪速 区稲荷一丁 目 7番14号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
40	合同会社T H R E E P I E C E S	代表取締役 戸村 佳代	名古屋市中 区金山一丁 目 2番 4号	—	—	—	平成 31年 2月 28日

41	(有)ONS P OTZ	代表取締役 清水 孝平	東京都目黒 区青葉台一 丁目25番 1 号	—	—	—	平成 30年 8月 31日
42	—	—	—	サムライワ ークス(株)	代表取締役 新島 実	東京都渋谷 区広尾 5丁 目17番10号	平成 30年 10月 1日
43	—	—	—	(株)アヴァラ ンチ	代表取締役 戸田 慶三 郎	横浜市西区 桜木町 5丁 目26番 3号	平成 31年 3月 1日
44	—	—	—	(株)ジャパン イマジネー ション	代表取締役 木村 達央	東京都新宿 区信濃町 3 番地 1	平成 31年 3月 14日
45	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣 市外渚 2丁 目38番地	平成 31年 3月 30日
46	—	—	—	(株)セント・ メアリ・ミ ード	代表取締役 成田 保裕	東京都渋谷 区富ヶ谷 1 丁目13番 9 号	平成 31年 3月 14日
47	—	—	—	(株)フェニッ クス	代表取締役 レン・イ	新潟県新発 田市豊町 2 丁目10番 8 号	平成 30年 9月 21日
48	—	—	—	(株)バイクル ーズ	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷 区渋谷 1丁 目23番21号	平成 31年 3月 1日
49	—	—	—	(株)ベイビー 、ザスター ズシャイン ブライト	代表取締役 礒部 明德	東京都港区 高輪 3丁目 11番 5号	平成 30年 9月 13日
50	—	—	—	(株)ベリグリ	代表取締役 服部 稔	東京都渋谷 区広尾 3丁 目12番36号	平成 31年 3月 14日
51	—	—	—	(株)三越伊勢 丹	代表取締役 杉江 俊彦	東京都新宿 区新宿 3丁 目14番 1号	平成 30年 4月 1日
52	(株)リブロ	代表取締役 大久保 元 博	東京都豊島 区東池袋四 丁目23番15 号	(株)リブロプ ラス	代表取締役 清地 泰宏	東京都立川 市柴崎町 3 丁目 6番29 号	平成 31年 3月 1日

53	(株)エムズ	代表取締役 齋藤 薫	福島県喜多方市字押切南二丁目11番地	(株)R 1 0 0	代表取締役 金子 一弘	変更なし	平成31年2月1日
54	(株)テット・オム	代表取締役 野村 耕市	東京都渋谷区猿楽町2番1号	変更なし	代表取締役 山本 剛士	東京都品川区西五反田7丁目24番5号	平成30年9月1日
55	(株)ピーチ・ジョン	代表取締役 上野 顕之	東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号	変更なし	代表取締役 枋尾 学	東京都港区北青山3丁目1番2号	平成31年4月1日
56	ロクシタン ジャパン(株)	代表取締役 西口 一希	東京都千代田区平河町二丁目16番1号	変更なし	代表取締役 ニコラガイガー	変更なし	平成30年3月27日
57	(株)A i	代表取締役 馬杉 淳一	京都市南区吉祥院中島町29番地	変更なし	代表取締役 伊藤 哲郎	変更なし	平成31年4月19日
58	(株)DHOL I C F B L	代表取締役 李 在勲	東京都渋谷区南平台町16番28号	変更なし	代表取締役 李 東桓	変更なし	平成30年9月1日
59	(株)S A B O N J a p a n	代表取締役 黒石 和宏	東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号	変更なし	代表取締役 畠山 喜美恵	変更なし	平成30年8月1日
60	(株)ウィゴー	代表取締役 高橋 英朗	東京都渋谷区恵比寿南一丁目16番3号	変更なし	代表取締役 供田 恭輔	変更なし	平成30年9月25日
61	(株)エドウィン直営店	代表取締役 中分 孝一	東京都荒川区東日暮里三丁目27番6号	変更なし	代表取締役 林 史郎	変更なし	平成31年4月2日
62	(株)エフ・デ イ・シイ・ プロダクツ	代表取締役 鈴木 秀典	東京都品川区上大崎二丁目19番10号	変更なし	代表取締役 瀧口 昭弘	変更なし	平成30年3月1日
63	(株)ヌーヴ・エイ	代表取締役 阿部 了	東京都渋谷区神泉町8番16号	変更なし	代表取締役 松崎 充広	変更なし	平成31年3月1日
64	(株)バロック ジャパンリ ミテッド	代表取締役 奈良 世輝	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号	変更なし	代表取締役 村井 博之	変更なし	平成30年5月1日

65	(株)ブルーメイト	代表取締役 落合 豊	岡山県井原市下出部町一丁目17番地の1	変更なし	代表取締役 吉川 一之	変更なし	平成30年5月18日
66	(株)メンズ・ビギ	代表取締役 高橋 誠一	東京都渋谷区南平台町17番12号	変更なし	代表取締役 清水 英幸	変更なし	平成31年3月1日
67	(株)ワコール	代表取締役 安原 弘展	京都市南区吉祥院中島町29番地	変更なし	代表取締役 伊東 知康	変更なし	平成30年6月28日
68	(株)三鈴	代表取締役 大西 雅美	東京都品川区西五反田七丁目22番17号	変更なし	代表取締役 池内 清和	変更なし	平成30年6月1日
69	(有)ウィーブトシ	代表取締役 吉澤 利男	東京都渋谷区神宮前一丁目8番14号	変更なし	代表取締役 田辺 圭二	変更なし	平成30年7月2日
70	(株)アニメイト	代表取締役 崎田 竜也	東京都豊島区東池袋三丁目2番1号	変更なし	代表取締役 阪下 實	変更なし	平成27年11月1日
71	H i d e & G e n e s J a p a n (株)	代表取締役 阿南 博	福岡市中央区大名一丁目8番32号	変更なし	変更なし	福岡市南区玉川町6丁目1番	平成30年8月1日
72	アモーレパシフィックジャパン(株)	代表取締役 林 正浩	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区広尾1丁目13番7号	平成30年6月1日
73	(株)3ミニッツ	代表取締役 松田 昌賢	東京都渋谷区渋谷一丁目3番3号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区神宮前2丁目34番17号	令和元年6月11日
74	(株)J S . W O R K S	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷区神南一丁目5番6号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	平成30年9月1日
75	(株)クローズインターナショナル	代表取締役 豊川 真示	大阪市西区立売堀二丁目1番9号	変更なし	変更なし	大阪市中央区南船場1丁目1番7号	平成31年3月1日
76	(株)パルグループホールディングス	代表取締役 井上 隆太	大阪市中央区北浜三丁目5番29号	変更なし	変更なし	大阪市中央区道修町3丁目6番1号	平成30年5月7日

77	(株)リズモンドエンタープライズ	代表取締役 小澤 賢一	千葉県木更津市金田東1丁目48番地 1	変更なし	変更なし	千葉県木更津市中島2144番地	平成30年6月26日
78	(株)ルドーム	代表取締役 杉村 茂	東京都渋谷区神南一丁目 5番 6号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区渋谷 1丁目23番21号	平成31年3月5日
79	合同会社PVHジャパン	代表取締役 アレキサンダー・トーマス・チューー	東京都渋谷区代官山町8番 7号	変更なし	変更なし	東京都千代田区内幸町2丁目 1番 6号	平成30年5月1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.41までの小売業者については、退店のため
- (2) No.42からNo.51までの小売業者については、入店のため
- (3) No.52の小売業者については、名称、代表者及び住所の変更のため
- (4) No.53の小売業者については、名称及び代表者の変更のため
- (5) No.54及びNo.55の小売業者については、代表者及び住所の変更のため
- (6) No.56からNo.70までの小売業者については、代表者の変更のため
- (7) No.71からNo.79までの小売業者については、住所の変更のため

5 届出の日

令和元年 7月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 9月10日から令和 2年 1月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の

休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 1月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)アイジー エー	代表取締役 五十嵐 昭 順	福井県越前 市矢放町13 号 8番地 9	—	—	—	平成 30年 1月 21日
2	A s — m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	—	—	—	平成 30年 9月 30日
3	(株)アミナコ レクション	代表取締役 進藤 さわ と	横浜市緑区 鴨居四丁目 50番 1号	—	—	—	平成 30年 1月 21日
4	(株)アロー	代表取締役 今枝 淳	名古屋市中 村区名駅三 丁目22番 8 号	—	—	—	平成 30年 1月 20日

5	W i l l i a m s o n — D i c k i e J a p a n 合同 会社	代表社員 平山 真也	東京都港区 赤坂八丁目 5番34号	—	—	—	平成 30年 12月 30日
6	(株)WAVE I n t e r n a t i o n a l	代表取締役 大西 良夫	東京都目黒 区東山一丁 目 7番 8号	—	—	—	平成 30年 9月 1日
7	(有)エコロジ ア	代表取締役 世良 與志 雄	広島県呉市 広中町 1番 9号	—	—	—	令和 元年 5月 31日
8	(株)OPA	代表取締役 奥田 晴彦	千葉県美浜 区中瀬二丁 目 6番地 1	—	—	—	平成 31年 4月 15日
9	(株)グラフィ ス	代表取締役 中山 秀人	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 7番 7号	—	—	—	平成 30年 10月 3日
10	クレーズ 日本(株)	代表取締役 山口 義貴	東京都中央 区日本橋人 形町一丁目 1番11号	—	—	—	平成 30年 1月 21日
11	SEVEN TH CO DE(株)	代表取締役 桜井 隆	東京都墨田 区錦糸一丁 目10番10号	—	—	—	平成 29年 7月 19日
12	(株)ツバサヤ	代表取締役 岡田 正治	名古屋市北 区大曾根三 丁目 9番 5 号	—	—	—	平成 30年 1月 24日
13	(株)白鳳	代表取締役 田中 明秀	愛知県尾張 旭市旭台一 丁目 1番地 5	—	—	—	平成 30年 1月 31日
14	(株)ハロー赤 ちゃん	代表取締役 木戸口 勤	愛知県岡崎 市柱一丁目 1番地10	—	—	—	平成 30年 2月 12日
15	(株)メガスポ ーツ	代表取締役 南山 学	東京都中央 区日本橋蛸 殻町一丁目 36番 5号	—	—	—	平成 31年 4月 21日
16	綿新産業(株)	代表取締役 伊藤 哲朗	愛知県津島 市今市場町 四丁目14番 地	—	—	—	平成 30年 1月 21日

17	(有)リベット	代表取締役 横井 真人	愛知県尾張 旭市東大道 町曾我廻間 2287番 5	—	—	—	平成 30年 1月 31日
18	(株)リンク・ セオリー・ ジャパン	代表取締役 畑 誠	山口県山口 市佐山 717 番地 1	—	—	—	平成 30年 9月 1日
19	(株)ワールド	代表取締役 上山 健二	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	—	—	—	平成 30年 4月 15日
20	—	—	—	(株)アクタス	代表取締役 牛山 昭	東京都新宿 区新宿二丁 目19番 1号	平成 30年 9月 13日
21	—	—	—	エステール ホールディ ングス(株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	平成 30年 10月 1日
22	—	—	—	(株)グラニフ	代表取締役 新田 寛之	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 7番 7号	平成 30年 10月 3日
23	—	—	—	(株)サザビー リーグ	代表取締役 角田 良太	東京都渋谷 区元代々木 町49番13号	平成 30年 9月 13日
24	—	—	—	(株)三交シー エルツー	代表取締役 藤井 俊彦	名古屋市中 区錦三丁目 5番27号	平成 30年 9月 13日
25	—	—	—	ジースター リテイルジ ャパン(株)	代表取締役 鹿子木 光	東京都渋谷 区神宮前二 丁目 4番12 号	平成 30年 2月 1日
26	—	—	—	(株)スタイル フォース	代表取締役 長元 明	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	平成 30年 3月 16日
27	—	—	—	(株)スピック インターナ ショナル	代表取締役 門田 敏宏	東京都目黒 区中目黒一 丁目 1番71 号	平成 30年 4月 20日
28	—	—	—	C h a r l e s & K e i t h J a p a n 合 同会社	代表社員 青木 洋明	東京都渋谷 区渋谷二丁 目 1番11号	平成 31年 3月 15日

29	—	—	—	テクタイト (株)	代表取締役 松本 能和	東京都港区 三田一丁目 4番28号	平成 29年 7月 19日
30	—	—	—	(株)バンダイ	代表取締役 川口 勝	東京都台東 区駒形一丁 目 4番 8号	平成 30年 3月 16日
31	—	—	—	(株)ビームス	代表取締役 設楽 洋	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 5番 8 号	平成 31年 3月 15日
32	—	—	—	(株)ピンクラ テ	代表取締役 小林 哲	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	平成 30年 2月 2日
33	—	—	—	(株)P L S T	代表取締役 畑 誠	山口県山口 市佐山 717 番地 1	平成 30年 9月 1日
34	—	—	—	(株)マッシュ スタイルラ ボ	代表取締役 近藤 広幸	東京都千代 田区麴町五 丁目 7番 1 号	平成 30年 9月 13日
35	(株)バルス	代表取締役 高島 郁夫	東京都渋谷 区神宮前五 丁目53番67 号	(株)F r a n c f r a n c	変更なし	変更なし	平成 29年 9月 1日
36	イオンペッ ト(株)	代表取締役 小玉 毅	千葉県市川 市南八幡四 丁目17番 8 号	変更なし	代表取締役 辻 晴芳	変更なし	平成 30年 6月 12日
37	(株)エフ・デ ィ・シィ・ プロダクツ	代表取締役 鈴木 秀典	東京都品川 区上大崎二 丁目19番10 号	変更なし	代表取締役 瀧口 昭弘	変更なし	平成 30年 3月 9日
38	(株)エル・エ ル・ビーン ・インター ナショナル	日本におけ る代表者 バコ・ラッ コ	東京都武蔵 野市吉祥寺 南町一丁目 16番 3号	変更なし	日本におけ る代表者 青木 久仁 子	変更なし	平成 30年 10月 3日
39	コスメーム (株)	代表取締役 藤田 紀久 子	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番 1号	変更なし	代表取締役 中島 裕子	変更なし	平成 30年 5月 1日
40	(株)コックス	代表取締役 吉竹 英典	東京都中央 区日本橋浜 町一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 寺脇 栄一	変更なし	平成 30年 6月 4日

41	(株)サンクゼール	代表取締役 久世 良三	長野県上水内郡飯綱町大字芋川1260番地	変更なし	代表取締役 久世 良太	変更なし	平成30年6月26日
42	ジーエスエムジャパン(株)	代表取締役 西上 節也	大阪市中央区博労町四丁目3番2号	変更なし	代表取締役 サミー・ユ一	変更なし	平成30年9月20日
43	トリンプ・インターナショナル・ジャパン(株)	代表取締役 土居 健人	東京都中央区築地五丁目6番4号	変更なし	代表取締役 ヴァンサン・ネリアス	変更なし	平成30年2月9日
44	(株)フィットハウス	代表取締役 水野 栄治	岐阜県可児市下恵土868番地	変更なし	代表取締役 吉田 直人	変更なし	平成30年12月6日
45	(株)ベベ	代表取締役 岡本 吉史	神戸市中央区港島中町六丁目8番2号	変更なし	代表取締役 小東 政章	変更なし	平成29年6月30日
46	(株)麦の穂	代表取締役 今泉 智幸	大阪市北区西天満三丁目13番20号	変更なし	代表取締役 杉内 健吉	変更なし	平成30年3月2日
47	(株)ワコール	代表取締役 安原 弘展	京都市南区吉祥院中島町29番地	変更なし	代表取締役 伊東 知康	変更なし	平成30年4月3日
48	(株)エンドレス	代表取締役 簾 易風	東京都台東区蔵前一丁目4番1号	変更なし	変更なし	東京都台東区柳橋一丁目20番1号	平成30年10月1日
49	(株)リズモンドエンタープライズ	代表取締役 小澤 賢一	千葉県木更津市金田東一丁目48番1号	変更なし	変更なし	千葉県木更津市中島2144番地	平成30年7月9日
50	V F ジャパン(株)	代表取締役 秋山 玄	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号	変更なし	代表取締役 ショーン・ヒリアー	東京都港区赤坂八丁目5番34号	平成30年12月30日
51	(株)ライトオン	代表取締役 横内 達治	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	変更なし	代表取締役 川崎 純平	茨城県つくば市吾妻一丁目11番地1	平成30年4月4日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.19までの小売業者については、退店のため
- (2) No.20からNo.34までの小売業者については、入店のため
- (3) No.35の小売業者については、名称変更のため
- (4) No.36からNo.47までの小売業者については、代表者変更のため
- (5) No.48及びNo.49の小売業者については、住所変更のため
- (6) No.50の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (7) No.51の小売業者については、代表者変更及び住所の誤記修正のため

5 届出の日

令和元年 8月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 9月10日から令和 2年 1月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 1月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第16条の 6第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同条第 2項において準用する同法第11条の 5第 4項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市名東区文教台二丁目 410番地

株式会社エーエルイー 中部物流センター

2 命令を受けた者の氏名

株式会社エーエルイー 代表取締役 川瀬 友和

3 命令の内容

上記施設に貯蔵されている危険物（第四類第二石油類（非水溶性液体）

1,498.6リットル）を令和元年 8月29日までに除去すること。

4 命令を発した日

令和元年 8月28日

名古屋市消防局予防部予防課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 9月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水屋藤ヶ丘店

名古屋市守山区森孝東一丁目 509番 ほか13筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
2	—	—	—	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸市新松戸東9番地1
3	—	—	—	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号
4	—	—	—	(株)ナガラ	代表取締役 大橋 貞夫	名古屋市中区千種区猫洞通2丁目7番地

3 変更の日

(1) No. 1の小売業者については、平成31年 4月28日

(2) №. 2から№. 4までの小売業者については、平成31年 4月25日

4 変更した理由

小売業者入店のため

5 届出の日

令和元年 8月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 9月13日から令和 2年 1月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 1月14日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和元年 9月13日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和元年 9月20日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第65号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第66号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第67号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第68号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第69号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第70号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第71号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第72号議案 農業振興地域整備計画の基礎調査に基づく見直しについて

名古屋市農業委員会事務局農政課